

令和 7 年

第 3 回後期 定例県議会議案

（ 附 予 算 説 明 書 ）

群馬県

令和7年第3回後期定例県議会議案目次

第160号議案	令和7年度群馬県一般会計補正予算（第5号）	6頁
第161号議案	令和7年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	15
第162号議案	令和7年度群馬県電気事業会計補正予算（第3号）	17
第163号議案	令和7年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	19
第164号議案	令和7年度群馬県水道事業会計補正予算（第1号）	20
第165号議案	令和7年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第2号）	22
第166号議案	令和7年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第2号）	24
第167号議案	令和7年度群馬県病院事業会計補正予算（第1号）	25
第168号議案	群馬県政党助成法関係手数料条例	26
第169号議案	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	28
第170号議案	群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	29
第171号議案	群馬県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	68
第172号議案	群馬県政治資金規正法関係手数料条例の一部を改正する条例	85
第173号議案	群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	87
第174号議案	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	88
第175号議案	群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	90
第176号議案	群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	91
第177号議案	群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	92
第178号議案	群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	94
第179号議案	群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	115

第180号議案	群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	116頁
第181号議案	群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部 を改正する条例	117
第182号議案	指定管理者の指定について	118
第183号議案	請負契約の締結について	120
第184号議案	請負契約の締結について	121
第185号議案	請負契約の変更について	122
第186号議案	当せん金付証票の発売について	123

予 算 説 明 書 目 次

令和 7 年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第 5 号）	125 頁
1 総 括	125
2 歳 入	128
5 地 方 交 付 税	128
9 国 庫 支 出 金	129
11 寄 附 金	130
12 繰 入 金	131
13 繰 越 金	132
3 歳 出	133
1 議 会 費	133
2 知 事 戦 略 費	134
3 総 務 費	136
4 地 域 創 生 費	139
5 生 活 こ ど も 費	141
6 健 康 福 祉 費	143
7 環 境 森 林 費	146
8 労 働 費	148
9 農 政 費	149
10 産 業 経 済 費	152
11 県 土 整 備 費	154
12 警 察 費	155
13 教 育 費	156
補正予算給与費明細書	158
債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	163
令和 7 年度群馬県流域下水道事業会計補正予算実施計画（第 1 号）	164
令和 7 年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画（第 3 号）	176
令和 7 年度群馬県工業用水道事業会計補正予算実施計画（第 1 号）	190
令和 7 年度群馬県水道事業会計補正予算実施計画（第 1 号）	203
令和 7 年度群馬県団地造成事業会計補正予算実施計画（第 2 号）	215

令和 7 年度群馬県施設管理事業会計補正予算実施計画（第 2 号）	227 頁
令和 7 年度群馬県病院事業会計補正予算実施計画（第 1 号）	240

第160号議案

令和7年度群馬県一般会計補正予算（第5号）

令和7年度群馬県の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,888,544千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ823,870,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和7年11月21日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		142,400,000	5,320,212	147,720,212
	1 地 方 交 付 税	142,400,000	5,320,212	147,720,212
9 国 庫 支 出 金		95,841,591	1,067,089	96,908,680
	1 国 庫 負 担 金	54,408,238	992,235	55,400,473
	2 国 庫 補 助 金	39,534,936	74,854	39,609,790
11 寄 附 金		791,053	206,000	997,053
	1 寄 附 金	791,053	206,000	997,053
12 繰 入 金		65,635,853	33,763	65,669,616
	2 基 金 繰 入 金	62,115,659	33,763	62,149,422
13 繰 越 金		4,169,983	261,480	4,431,463
	1 繰 越 金	4,169,983	261,480	4,431,463
歳 入 合 計		816,981,554	6,888,544	823,870,098

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,709,880	11,930	1,721,810
	1 議 会 費	1,709,880	11,930	1,721,810
2 知 事 戦 略 費		10,828,548	150,058	10,978,606
	1 知 事 戦 略 管 理 費	1,146,631	118,463	1,265,094
	2 メ デ ィ ア プ ロ モ ー シ ョ ン 費	751,821	5,475	757,296
	3 エ ン タ ー テ イ ン メ ン ト ・ コ ン テ ン ツ 費	697,021	3,676	700,697
	4 デ ジ タ ル ト ラ ン ス フ ォ ー メ ー シ ョ ン 費	2,577,721	8,375	2,586,096
	5 グ リ ー ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	3,637,242	4,892	3,642,134
	6 交 通 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	1,593,127	5,054	1,598,181
	7 地 域 外 交 費	424,985	4,123	429,108
3 総 務 費		39,777,921	336,887	40,114,808
	1 総 務 管 理 費	20,545,646	247,064	20,792,710
	2 徴 税 費	10,557,262	58,435	10,615,697
	3 市 町 村 振 興 費	1,156,306	6,392	1,162,698
	4 選 挙 費	1,116,647	521	1,117,168
	5 統 計 費	1,394,763	4,584	1,399,347
	6 危 機 管 理 費	2,794,305	7,101	2,801,406
	7 消 防 保 安 費	1,896,052	5,140	1,901,192
	8 人 事 委 員 会 費	146,661	3,551	150,212
	9 監 査 委 員 費	170,279	4,099	174,378
4 地 域 創 生 費		10,300,911	50,875	10,351,786

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 地 域 創 生 費	1,048,479	6,524	1,055,003
	2 ぐんま暮らし・外 国 人 活 躍 推 進 費	634,385	2,755	637,140
	3 文 化 振 興 費	3,949,215	25,343	3,974,558
	4 文 化 財 保 護 費	353,889	4,304	358,193
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	2,083,733	7,054	2,090,787
	6 湯けむり国スポ・全 ス ポ ぐ ん ま 準 備 費	2,231,210	4,895	2,236,105
5 生 活 こ ど も 費		48,684,821	74,513	48,759,334
	1 生 活 こ ど も 費	627,639	7,958	635,597
	2 こ ど も ・ 子 育 て 支 援 費	23,775,156	3,107	23,778,263
	3 私 学 ・ 青 少 年 費	11,821,017	2,782	11,823,799
	4 児 童 福 祉 費	12,098,435	54,853	12,153,288
	5 県 民 活 動 支 援 ・ 広 聴 費	203,378	3,159	206,537
	6 消 費 生 活 費	159,196	2,654	161,850
6 健 康 福 祉 費		133,264,990	387,969	133,652,959
	1 健 康 福 祉 費	2,706,537	64,821	2,771,358
	2 医 務 費	12,806,949	76,152	12,883,101
	3 感 染 症 ・ 疾 病 対 策 費	6,154,755	5,930	6,160,685
	4 健 康 長 寿 社 会 づ く り 推 進 費	496,033	3,394	499,427
	5 薬 務 費	314,510	3,810	318,320
	6 国 保 医 療 費	52,807,254	3,769	52,811,023
	7 食 品 ・ 生 活 衛 生 費	1,147,679	19,863	1,167,542
	8 地 域 福 祉 費	5,317,159	178,701	5,495,860

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	9 監 査 指 導 費	155,593	4,363	159,956
	10 介 護 高 齢 費	33,281,957	5,011	33,286,968
	11 障 害 政 策 費	18,076,564	22,155	18,098,719
7 環 境 森 林 費		18,553,028	63,833	18,616,861
	1 環 境 政 策 費	1,900,074	32,459	1,932,533
	2 環 境 保 全 費	299,075	3,722	302,797
	3 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 費	416,395	5,679	422,074
	4 自 然 環 境 費	1,940,791	6,098	1,946,889
	5 林 政 費	6,084,849	8,140	6,092,989
	6 林 業 振 興 費	1,202,086	4,237	1,206,323
	7 森 林 保 全 費	6,709,758	3,498	6,713,256
8 労 働 費		2,122,630	21,069	2,143,699
	1 労 働 政 策 費	2,019,422	19,076	2,038,498
	2 労 働 委 員 会 費	103,208	1,993	105,201
9 農 政 費		22,497,020	177,955	22,674,975
	1 農 政 費	5,265,411	93,369	5,358,780
	2 農 業 構 造 政 策 費	2,248,850	16,370	2,265,220
	3 米 麦 畜 産 費	3,025,225	20,786	3,046,011
	4 野 菜 花 き 費	2,001,332	23,604	2,024,936
	5 蚕 糸 特 産 費	1,649,451	14,585	1,664,036
	6 ぐ ん ド ま プ ラ ン ド 推 進 費	751,393	3,487	754,880
	7 農 村 整 備 費	7,555,358	5,754	7,561,112

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 産 業 経 済 費		12,617,240	46,550	12,663,790
	1 産 業 政 策 費	5,327,165	7,432	5,334,597
	2 未 来 投 資 ・ デ ジ タ ル 産 業 費	779,329	4,547	783,876
	3 地 域 企 業 支 援 費	4,446,280	23,885	4,470,165
	4 観 光 リ ト リ 一 ト 推 進 費	1,008,328	5,517	1,013,845
	5 e ス ポ ー ツ ・ ク リ エ イ テ ィ ブ 推 進 費	1,056,138	5,169	1,061,307
11 県 土 整 備 費		71,066,077	485,827	71,551,904
	1 土 木 管 理 費	5,455,655	177,827	5,633,482
	4 河 川 費	7,046,411	308,000	7,354,411
12 警 察 費		48,781,905	1,026,589	49,808,494
	1 警 察 管 理 費	43,579,550	1,026,589	44,606,139
13 教 育 費		173,268,945	4,054,489	177,323,434
	1 教 育 総 務 費	28,936,639	357,549	29,294,188
	2 小 学 校 費	54,348,987	1,591,538	55,940,525
	3 中 学 校 費	32,451,869	935,834	33,387,703
	4 高 等 学 校 費	30,322,139	731,833	31,053,972
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,502,174	437,735	15,939,909
歳 出 合 計		816,981,554	6,888,544	823,870,098

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
5 生活こども費	4 児童福祉費	しろがね学園運営	3,755
7 環境森林費	4 自然環境費	自然公園等整備	27,000
		適正利用推進	140,000
	5 林政費	農山漁村地域整備	126,825
		補助公共作業道	35,244
11 県土整備費	1 土木管理費	公共事業調整費	40,000
		建設技術支援	95,000
	3 道路整備費	単独橋りょう予防保全	108,000
	4 河川費	大規模特定河川	160,000
	6 都市計画費	都市計画指導調査	2,100
		社会資本総合整備	157,000
		土地区画整理事業負担金	120,000
		単独景観整備	14,500
		単独道路交通計画調査	210,000
		道路交通計画調査	6,300
		航空整備	5,000
	7 都市整備費	無電柱化推進	223,844
		公園施設維持修繕	127,790
14 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	土木施設単独災害復旧	115,691

2 変 更

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額 (千円)	金 額 (千円)
11 県 土 整 備 費	2 道 路 管 理 費	単 独 道 路 維 持 修 繕	70,166	1,014,172
		単 独 交 通 安 全 対 策	18,077	444,871
		社 会 資 本 総 合 整 備	308,477	3,741,711
		道 路 メ ン テ ナ ンス	75,200	500,180
		無 電 柱 化 推 進	35,193	542,593
	3 道 路 整 備 費	単 独 道 路 改 築	61,639	434,106
		社 会 資 本 総 合 整 備	485,451	7,642,064
		道 路 改 築	63,344	6,174,953
		道 路 メ ン テ ナ ンス	204,369	2,528,540
	4 河 川 費	単 独 河 川 改 修	60,987	652,056
		河 川 維 持 補 修	174,676	1,818,596
		社 会 資 本 総 合 整 備	95,720	1,018,448
		河 川 メ ン テ ナ ンス	11,721	90,000
		ダ ム メ ン テ ナ ンス	26,407	156,964
		特 定 ダ ム 環 境 対 策	3,868	14,000
	5 砂 防 費	単 独 砂 防 施 設	18,654	166,990
		単 独 砂 防 維 持 管 理	70,359	489,340
		社 会 資 本 総 合 整 備	150,505	1,289,967
		緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策	15,890	213,350
		事 業 間 連 携 砂 防	90,753	373,000
		砂 防 メ ン テ ナ ンス	52,733	308,018
	7 都 市 整 備 費	単 独 街 路	1,249	328,970
		社 会 資 本 総 合 整 備 (街 路)	134,843	957,038
		社 会 資 本 総 合 整 備 (新 水 泳 場)	180,700	2,817,000
		敷 島 公 園 新 水 泳 場 整 備	6,732	10,000
		社 会 資 本 総 合 整 備 (公 園)	22,330	382,065

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県立自然史博物館附帯ホールの管理及び運営に関する協定	令和8年度から 令和10年度まで	68,739
大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの管理及び運営に関する協定	令和8年度から 令和17年度まで	150,000
おうらの森の管理及び運営に関する協定	令和8年度から 令和12年度まで	76,765
単独公共治山委託契約	令和8年度	47,000
単独公共治山工事請負契約	令和8年度	153,000
県立日本絹の里の管理及び運営に関する協定	令和8年度から 令和12年度まで	550,900
単独道路維持修繕委託契約	令和8年度	484,000
単独道路維持修繕工事請負契約	令和8年度	6,000
単独地域道路管理委託契約	令和8年度	800,000
河川維持補修委託契約	令和8年度	510,000
敷島公園新水泳場整備運営事業契約	令和8年度から 令和25年度まで	13,000
観音山ファミリーパークの管理及び運営に関する協定	令和8年度から 令和12年度まで	407,785
多々良沼公園の管理及び運営に関する協定	令和8年度から 令和12年度まで	193,180

第161号議案

令和7年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度群馬県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	3,828,926 千円	2,996 千円	3,831,922 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	10,932,075千円	8,651千円	10,940,726千円
第1項 営 業 費 用	10,686,969千円	8,651千円	10,695,620千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額949,373千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額952,369千円」に、「過年度分損益勘定留保資金209,451千円」を「過年度分損益勘定留保資金212,447千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 流域下水道事業 資 本 的 支 出	5,188,199千円	2,996千円	5,191,195千円

第1項 建設改良費	3,928,826千円	2,996千円	3,931,822千円
-----------	-------------	---------	-------------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	399,147千円	11,647千円	410,794千円

令和7年11月21日提出

群馬県知事 山本 一 太

第162号議案

令和7年度群馬県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 電 気 事 業 費 用	9,215,994千円	44,512千円	9,260,506千円
第1項 営 業 費 用	8,825,461千円	44,512千円	8,869,973千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,114,374千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,118,628千円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,532,267千円」を「過年度分損益勘定留保資金7,536,521千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 電 気 事 業 資 本 的 支 出	11,455,485千円	4,254千円	11,459,739千円
第1項 建 設 改 良 費	7,784,845千円	4,254千円	7,789,099千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額（千円）
定期健康診断等 業務委託契約	令和8年度から 令和10年度まで	4,209

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,518,382千円	48,766千円	1,567,148千円

令和7年11月21日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第163号議案

令和7年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度群馬県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	2,100,149千円	7,802千円	2,107,951千円
第1項 営業費用	1,935,081千円	7,802千円	1,942,883千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額（千円）
定期健康診断等 業務委託契約	令和8年度から 令和10年度まで	882

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	232,662千円	7,802千円	240,464千円

令和7年11月21日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第164号議案

令和7年度群馬県水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度群馬県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	4,598,260千円	12,291千円	4,610,551千円
第1項 営業費用	4,269,132千円	12,291千円	4,281,423千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,387,373千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,388,447千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,648,539千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,649,613千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	2,462,809千円	1,074千円	2,463,883千円
第1項 建設改良費	1,605,211千円	1,074千円	1,606,285千円

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額（千円）
定期健康診断等 業務委託契約	令和8年度から 令和10年度まで	1,623

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	519,206千円	13,365千円	532,571千円

令和7年11月21日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第165号議案

令和7年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 団地造成事業費用	7,183,828千円	3,058千円	7,186,886千円
第1項 営業費用	7,086,661千円	3,058千円	7,089,719千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,677,661千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,683,552千円」に、「過年度分損益勘定留保資金6,487,860千円」を「過年度分損益勘定留保資金6,493,751千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 団地造成事業資本的支出	6,677,747千円	5,891千円	6,683,638千円
第1項 土地造成費	6,155,277千円	5,891千円	6,161,168千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
定 期 健 康 診 断 等 業 務 委 託 契 約	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	1,269

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	266,349千円	8,949千円	275,298千円

令和7年11月21日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第166号議案

令和7年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県施設管理事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度群馬県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第3款 ゴルフ場事業費用	474,896千円	1,887千円	476,783千円
第1項 営業費用	455,057千円	1,887千円	456,944千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額（千円）
定期健康診断等 業務委託契約	令和8年度から 令和10年度まで	348

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	69,789千円	1,887千円	71,676千円

令和7年11月21日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第167号議案

令和7年度群馬県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度群馬県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科	目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支		出	
第1款	病院事業費用	36,846,977千円	798,555千円	37,645,532千円
第1項	医業費用	36,049,722千円	798,555千円	36,848,277千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科	目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1)	職員給与費	15,543,978千円	798,555千円	16,342,533千円

令和7年11月21日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第百六十八号議案

群馬県政党助成法関係手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）の規定による支部報告書等の写しの交付を受ける者から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第二条 法第三十二条第五項の規定により、支部報告書等（法第十八条第三項（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部報告書若しくは支部総括文書（法第二十条第二項又は法第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）又は法第十九条第五項及び法第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書をいう。以下同じ。）の写しの交付を請求した者は、その交付を受ける際に別表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

(手数料の返還)

第三条 納付した手数料は、返還しない。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、群馬県選挙管理委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

別表（第二条関係）

区分		金額
一 支部報告書等を複写機により用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限り）の交付		一枚につき十円
二 光ディスク（日本産）	支部報告書等をスキャナによ	一枚につき百円に当

業規格X○六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。に複写したものの交付	り読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の複写の場合		該支部報告書等一枚ごとに十円を加えた額
	その他の場合	一枚につき百円	
三 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	支部報告書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき百二十円に当該支部報告書等一枚ごとに十円を加えた額	
	その他の場合	一枚につき百二十円	
四 支部報告書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法	当該支部報告書等一枚ごとに十円		
備考 一の項の場合において用紙の両面を使用するとき又は二の項から四の項までの場合において支部報告書等が用紙の両面を使用しているときは、片面を一枚として額を算定する。			

備考 一の項の場合において用紙の両面を使用するとき又は二の項から四の項までの場合において支部報告書等が用紙の両面を使用しているときは、片面を一枚として額を算定する。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 支部報告書等の写しの交付を受ける者から手数料を徴収しようとするものである。

第百六十九号議案

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の二の項下欄中「太田市」の下に「沼田市」を加え、「みどり市」を「富岡市、みどり市、上野村、下仁田町、南牧村」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の六の二の項上欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後において沼田市長、富岡市長、上野村長、下仁田町長若しくは南牧村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、これらの市町村長がした処分その他の行為又はこれらの市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務の沼田市等への移譲を行う
おうとするものである。

第百七十号議案

群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「四十一万六千六百円」を「四十一万七千六百円」に改め、同項第二号中「五万二千六百円」を「五万二千二百円」に改める。

第十三条の二第三項を削る。

第二十条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一（第四条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	473,200	527,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	474,600	528,700
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	475,900	530,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	477,200	532,000
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	478,400	533,300
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	479,700	534,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	480,900	535,800
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	482,100	537,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	483,300	538,200
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	484,400	539,200
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	485,600	540,300
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	486,700	541,300
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	487,700	542,200
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	488,700	543,000
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	489,700	543,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	490,700	544,700
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	491,600	545,500
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	492,400	546,300
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	493,300	547,100
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	494,100	547,900
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	494,800	548,600
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	495,600	549,400
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	496,300	550,100
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	497,000	550,800
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	497,600	551,400
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	498,300	552,100
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	498,900	552,700
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	499,500	553,300
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	500,000	553,800
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	500,500	554,300
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	501,000	554,800
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	501,500	555,300
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
定年前	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
再任用	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
短時間	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			

勤務職 員以外 の職員	6 4	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	6 5	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	6 6	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	6 7	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	6 8	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	6 9	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	7 0	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	7 1	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	7 2	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	7 3	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	7 4	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	7 5	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	7 6	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	7 7	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	7 8	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	7 9	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	8 0	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	8 1	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	8 2	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	8 3	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	8 4	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	8 5	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	8 6	266,200	305,800	355,700						
	8 7	266,500	306,100	356,100						
	8 8	266,800	306,400	356,500						
	8 9	267,100	306,700	356,700						
	9 0	267,400	307,000	357,100						
	9 1	267,700	307,300	357,500						
	9 2	268,000	307,600	357,900						
	9 3	268,300	307,800	358,100						
	9 4		308,000	358,400						
	9 5		308,300	358,800						
	9 6		308,700	359,100						
	9 7		308,900	359,400						
	9 8		309,200	359,800						
	9 9		309,500	360,200						
	1 0 0		309,900	360,600						
	1 0 1		310,100	361,100						
	1 0 2		310,400	361,500						
	1 0 3		310,700	361,900						
	1 0 4		311,000	362,300						
	1 0 5		311,200	362,800						
	1 0 6		311,500	363,200						
	1 0 7		311,800	363,500						
	1 0 8		312,100	363,800						
	1 0 9		312,300	364,200						
	1 1 0		312,600							
	1 1 1		313,000							
	1 1 2		313,300							
	1 1 3		313,500							
	1 1 4		313,700							
	1 1 5		314,000							
	1 1 6		314,400							
	1 1 7		314,600							
	1 1 8		314,800							
	1 1 9		315,100							
	1 2 0		315,400							
	1 2 1		315,700							
	1 2 2		315,900							
	1 2 3		316,200							
	1 2 4		316,500							
	1 2 5		316,800							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、非常勤の職員には適用しない。

別表第二（第四条関係）

公 安 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	481,300
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	482,800
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	484,300
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	485,800
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	487,000
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	488,300
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	489,500
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	490,700
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	491,800
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	492,800
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	493,900
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	494,900
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	495,900
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	496,900
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	497,900
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	498,900
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	499,800
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	500,600
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	501,500
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	502,300
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	503,000
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	503,800
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	504,500
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	505,200
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	505,800
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	506,500
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	507,100
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	507,700
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	508,300
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	508,800
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	509,400
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	509,900
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
定年前 再任用	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			

短時間勤務職員の職	7 5	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
	7 6	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
	7 7	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
	7 8	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	7 9	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
	8 0	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			
	8 1	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
	8 2	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
	8 3	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
	8 4	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
	8 5	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
	8 6	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100				
	8 7	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500				
	8 8	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900				
	8 9	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200				
	9 0	315,300	335,400	361,300	400,800					
	9 1	316,000	336,600	362,500	401,300					
	9 2	316,700	337,800	363,800	401,800					
	9 3	317,200	339,000	365,100	402,200					
	9 4	318,100	340,300	366,600	402,600					
	9 5	319,000	341,500	368,100	403,100					
	9 6	319,800	342,700	369,500	403,600					
	9 7	320,500	343,900	370,800	404,000					
	9 8	321,400	345,200	372,000	404,500					
	9 9	322,300	346,400	373,100	405,000					
	1 0 0	323,200	347,600	374,300	405,400					
	1 0 1	324,100	349,000	375,400	405,700					
	1 0 2	325,100	349,900	376,500	406,100					
	1 0 3	326,100	350,900	377,600	406,500					
	1 0 4	327,000	352,000	378,700	406,800					
	1 0 5	327,800	353,100	379,900	407,100					
	1 0 6	328,400	354,200	380,400	407,600					
	1 0 7	329,000	355,200	381,000	408,100					
	1 0 8	329,600	356,200	381,600	408,600					
	1 0 9	330,100	357,400	382,200	408,900					
	1 1 0	330,600	358,400	382,700	409,400					
	1 1 1	331,000	359,400	383,100	409,900					
	1 1 2	331,500	360,300	383,600	410,400					
	1 1 3	332,300	361,200	384,000	410,700					
	1 1 4	332,900	362,100	384,400	411,200					
	1 1 5	333,600	363,000	384,900	411,700					
	1 1 6	334,200	364,000	385,400	412,200					
	1 1 7	334,800	365,000	385,800	412,600					
	1 1 8	335,500	365,400	386,300	413,100					
	1 1 9	336,200	366,000	386,900	413,500					
	1 2 0	336,900	366,600	387,400	414,000					
	1 2 1	337,500	366,900	387,600	414,400					
	1 2 2	337,800	367,300	388,100						
	1 2 3	338,300	367,700	388,600						
	1 2 4	338,800	368,100	389,000						
	1 2 5	339,100	368,500	389,500						
	1 2 6		368,900	390,000						
	1 2 7		369,300	390,500						
	1 2 8		369,700	391,000						
	1 2 9		370,100	391,300						
	1 3 0		370,500	391,800						
	1 3 1		370,900	392,300						
	1 3 2		371,300	392,800						
	1 3 3		371,500	393,100						
	1 3 4		372,000	393,600						
	1 3 5		372,300	394,000						
	1 3 6		372,600	394,400						
	1 3 7		372,900	394,700						
	1 3 8		373,300	395,100						
	1 3 9		373,800	395,600						
	1 4 0		374,300	396,100						
	1 4 1		374,600	396,400						
	1 4 2		375,100							
	1 4 3		375,600							
	1 4 4		376,100							
	1 4 5		376,400							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三（第四条関係）

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	462,700
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	465,200
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	467,800
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	470,300
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	470,600
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	470,900
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	471,200
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	471,500
	1 0	211,200	267,400	355,700	401,100	471,800
	1 1	213,200	269,300	357,200	402,500	472,100
	1 2	215,200	271,200	358,800	403,900	472,400
	1 3	217,200	273,200	360,400	405,200	472,700
	1 4	219,100	275,400	361,400	406,700	473,000
	1 5	221,000	277,600	362,400	408,200	473,300
	1 6	222,800	279,800	363,300	409,700	473,600
	1 7	224,500	281,900	364,400	411,200	473,900
	1 8	226,300	284,200	365,600	412,800	474,200
	1 9	228,100	286,500	366,800	414,400	474,500
	2 0	229,900	288,900	368,000	416,100	474,800
	2 1	231,700	291,200	369,200	417,300	475,100
	2 2	233,500	293,300	370,300	418,700	475,400
	2 3	235,200	295,400	371,300	420,100	475,700
	2 4	236,900	297,400	372,300	421,400	476,000
	2 5	238,600	299,400	373,400	422,700	476,300
	2 6	240,700	301,300	374,400	424,000	476,600
	2 7	242,600	303,200	375,300	425,500	476,900
	2 8	244,500	305,100	376,300	427,000	477,200
	2 9	246,400	307,000	377,200	428,200	477,500
	3 0	247,500	308,500	378,000	429,400	477,800
	3 1	248,600	310,000	378,800	431,000	478,100
	3 2	249,700	311,500	379,600	432,500	478,400
	3 3	251,100	313,000	380,300	433,800	478,700
	3 4	252,400	314,500	381,000	435,200	479,000
	3 5	253,800	316,000	381,800	436,600	479,300
	3 6	255,200	317,400	382,600	438,000	479,600
	3 7	256,600	318,800	383,300	438,200	479,900
	3 8	258,100	319,700	384,000	438,500	480,200
	3 9	259,600	320,600	384,800	438,800	480,500
	4 0	261,200	321,400	385,600	439,000	480,800
	4 1	262,600	322,100	386,400	439,200	481,100
	4 2	263,900	322,600	387,600	439,500	481,400
	4 3	265,300	323,100	388,800	439,800	481,700
	4 4	266,700	323,500	390,000	440,000	482,000

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	4 5	268,200	323,900	390,700	440,200	482,300
	4 6	269,500	324,400	391,700	440,500	482,600
	4 7	270,700	324,900	392,500	440,800	482,900
	4 8	271,900	325,300	393,200	441,000	483,200
	4 9	273,100	325,700	393,900	441,200	483,500
	5 0	274,200	326,100	394,600	441,500	483,800
	5 1	275,300	326,400	395,200	441,800	484,100
	5 2	276,400	326,900	395,800	442,000	484,400
	5 3	277,400	327,300	396,400	442,200	484,700
	5 4	278,500	327,700	397,100	442,500	485,000
	5 5	279,500	328,100	397,900	442,800	
	5 6	280,500	328,400	398,700	443,000	
	5 7	281,500	328,800	399,300	443,200	
	5 8	282,200	329,100	400,100		
	5 9	282,700	329,500	400,800		
	6 0	283,300	329,800	401,500		
	6 1	283,900	330,200	402,100		
	6 2	284,500	330,700	402,800		
	6 3	285,100	331,300	403,400		
	6 4	285,600	331,800	404,100		
	6 5	286,200	332,200	404,800		
	6 6	286,700	332,800	405,400		
	6 7	287,300	333,300	406,000		
	6 8	287,800	333,900	406,700		
	6 9	288,400	334,400	407,400		
	7 0	289,100	334,900	407,900		
	7 1	289,700	335,400	408,500		
	7 2	290,300	336,000	409,100		
	7 3	290,900	336,500	409,600		
	7 4	291,500	337,200	410,200		
	7 5	292,100	337,900	410,800		
	7 6	292,800	338,600	411,300		
	7 7	293,400	339,200	411,800		
	7 8	294,100	339,800	412,300		
	7 9	294,800	340,500	412,800		
	8 0	295,300	341,200	413,500		
	8 1	295,900	341,900	413,900		
	8 2	296,500	342,600			
	8 3	297,200	343,200			
	8 4	297,800	343,800			
	8 5	298,300	344,300			
	8 6	298,900	344,800			
	8 7	299,600	345,200			
	8 8	300,200	345,600			
	8 9	300,700	345,900			
	9 0	301,300	346,400			
	9 1	302,000	346,700			
	9 2	302,600	347,100			
	9 3	303,200	347,400			
	9 4	303,800	347,700			

	9 5	304,400	348,100			
	9 6	305,000	348,500			
	9 7	305,300	349,000			
	9 8	305,800	349,500			
	9 9	306,400	350,000			
	1 0 0	306,900	350,500			
	1 0 1	307,300	351,000			
	1 0 2	307,700	351,500			
	1 0 3	308,000	351,900			
	1 0 4	308,400	352,400			
	1 0 5	308,800	352,800			
	1 0 6	309,200	353,200			
	1 0 7	309,600	353,700			
	1 0 8	309,900	354,100			
	1 0 9	310,100	354,600			
	1 1 0	310,500	355,000			
	1 1 1	310,800	355,400			
	1 1 2	311,000	355,800			
	1 1 3	311,300	356,300			
	1 1 4	311,600	356,700			
	1 1 5	311,900	357,100			
	1 1 6	312,200	357,500			
	1 1 7	312,400	358,000			
	1 1 8	312,700	358,400			
	1 1 9	312,900	358,800			
	1 2 0	313,200	359,200			
	1 2 1	313,500	359,600			
定 年 前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再 任 用		円	円	円	円	円
短 時 間		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400
勤 務 職						
員						

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、任命権者が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第四（第四条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	567,700
	3	310,200	420,900	474,200	569,300
	4	312,400	423,300	476,100	570,800
	5	314,500	425,600	477,500	572,300
	6	318,000	427,800	479,200	573,600
	7	321,500	429,800	481,000	574,900
	8	324,900	431,900	482,800	576,100
	9	328,300	434,000	484,600	577,400
	10	331,800	435,500	486,300	578,600
	11	335,200	437,000	488,100	579,800
	12	338,600	438,500	489,900	580,900
	13	342,000	439,900	491,700	582,100
	14	345,500	441,300	493,400	583,200
	15	348,900	442,800	495,200	584,300
	16	352,300	444,200	497,000	585,300
	17	355,700	445,500	498,800	586,400
	18	358,800	447,000	500,700	587,500
	19	362,000	448,400	502,600	588,600
	20	365,200	449,800	504,500	589,600
	21	368,500	451,100	506,400	590,700
	22	371,600	452,600	508,100	591,600
	23	374,700	454,000	509,900	592,400
	24	377,700	455,400	511,700	593,300
	25	380,800	456,800	513,300	594,100
	26	383,100	458,200	515,100	594,800
	27	385,400	459,500	516,900	595,600
	28	387,600	460,900	518,400	596,300
	29	389,500	462,300	519,800	597,000
	30	391,200	463,600	521,500	597,600
	31	392,900	465,000	523,300	598,300
	32	394,700	466,400	525,000	598,900
	33	396,400	467,700	526,500	599,500
	34	398,200	469,100	527,800	600,100
	35	399,800	470,400	529,100	600,700
	36	401,100	471,800	530,400	601,200
	37	402,500	473,200	531,400	601,800
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
定 年 前	41	408,200	479,600	536,300	
再 任 用	42	408,900	480,800	537,100	
短 時 間	43	409,500	481,900	537,900	

勤務職 員以外 の職員	4 4	410,100	483,000	538,700	
	4 5	410,900	484,000	539,600	
	4 6	411,500	484,900	540,400	
	4 7	412,100	485,800	541,200	
	4 8	412,600	486,600	541,900	
	4 9	413,100	487,300	542,700	
	5 0	413,500	488,000	543,500	
	5 1	414,000	488,700	544,200	
	5 2	414,400	489,300	545,100	
	5 3	414,800	489,900	546,000	
	5 4	415,100	490,600	546,800	
	5 5	415,400	491,200	547,700	
	5 6	415,800	491,800	548,600	
	5 7	416,100	492,100	549,400	
	5 8	416,500	492,700	550,200	
	5 9	416,800	493,300	551,000	
	6 0	417,200	494,000	551,700	
	6 1	417,600	494,400	552,500	
	6 2	417,900	495,000	553,400	
	6 3	418,200	495,700	554,300	
	6 4	418,500	496,400	555,200	
	6 5	418,800	496,800	556,000	
	6 6		497,400	556,900	
	6 7		498,000	557,800	
	6 8		498,500	558,700	
	6 9		499,000	559,500	
	7 0		499,500	560,400	
	7 1		500,000	561,300	
	7 2		500,500	562,200	
	7 3		500,900	563,000	
	7 4		501,400		
	7 5		501,800		
	7 6		502,200		
	7 7		502,700		
	7 8		503,300		
	7 9		503,800		
	8 0		504,200		
	8 1		504,700		
	8 2		505,300		
	8 3		505,900		
	8 4		506,400		
	8 5		506,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、保健福祉事務所、衛生環境研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	331,900	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	333,500	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	335,000	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	336,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	337,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	339,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	341,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	342,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	346,200	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	347,900	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	349,600	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	351,200	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	352,700	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	354,300	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	355,900	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	357,400	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	358,800	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	360,500	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	362,100	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	363,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	364,800	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	366,300	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	367,800	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	369,300	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	371,000	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	372,800	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	374,400	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	376,100	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	377,500	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	378,800	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	380,000	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	381,400	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	382,500	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	383,400	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	384,400	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	385,400	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	386,200	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	387,100	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	388,000	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	388,800	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	389,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	390,400	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	391,200	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	391,900	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	392,600	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	393,300	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	394,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	394,700	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	395,200	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	395,800	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	396,400	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	397,100	422,700	
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	397,500	422,900	
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	398,100	423,100	
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	398,700	423,400	
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	399,200	423,700	
定 年 前	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	399,600	423,900	
再 任 用	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	400,200	424,100	
短 時 間	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	400,800	424,400	

勤務職 員以外 の職員	6 0	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	401,300	424,700	
	6 1	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	401,700	424,900	
	6 2	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	402,200		
	6 3	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	402,700		
	6 4	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	403,300		
	6 5	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	403,600		
	6 6	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	404,000		
	6 7	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	404,300		
	6 8	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	404,700		
	6 9	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	405,000		
	7 0	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	405,300		
	7 1	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	405,600		
	7 2	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	405,800		
	7 3	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	406,000		
	7 4	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	406,300		
	7 5	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	406,600		
	7 6	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	406,800		
	7 7	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	407,000		
	7 8	265,000	301,000	338,100	359,700		407,300		
	7 9	265,300	301,200	338,500	359,900		407,600		
	8 0	265,500	301,500	339,000	360,200		407,800		
	8 1	265,700	301,800	339,500	360,700		408,000		
	8 2	266,000	302,000	339,800	361,000		408,300		
	8 3	266,300	302,300	340,000	361,300		408,600		
	8 4	266,500	302,600	340,300	361,600		408,800		
	8 5	266,700	302,800	340,700	362,000		409,000		
	8 6		303,000	341,100	362,300				
	8 7		303,200	341,400	362,600				
	8 8		303,400	341,700	362,900				
	8 9		303,800	342,000	363,300				
	9 0		304,000	342,200	363,600				
	9 1		304,200	342,600	363,800				
	9 2		304,400	342,900	364,100				
	9 3		304,800	343,100	364,400				
	9 4		305,000	343,400	364,800				
	9 5		305,200	343,700	365,200				
	9 6		305,500	343,900	365,600				
	9 7		305,800	344,100	366,100				
	9 8		306,000	344,400	366,500				
	9 9		306,200	344,700	366,900				
	1 0 0		306,500	344,900	367,300				
	1 0 1		306,800	345,100	367,800				
	1 0 2		307,000	345,300					
	1 0 3		307,200	345,700					
	1 0 4		307,500	345,900					
	1 0 5		307,800	346,100					
	1 0 6			346,400					
	1 0 7			346,800					
	1 0 8			347,200					
	1 0 9			347,400					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	305,700	340,000	383,400

備考 この表は、保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	332,600	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	334,400	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	336,200	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	337,900	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	339,600	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	341,300	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	343,000	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	344,600	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	346,200	388,000	444,200
	1 0	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	347,900	390,100	445,800
	1 1	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	349,600	392,200	447,600
	1 2	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	351,200	394,200	449,200
	1 3	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	352,700	396,100	450,500
	1 4	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	354,300	397,700	451,800
	1 5	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	355,900	399,500	453,400
	1 6	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	357,400	401,300	455,000
	1 7	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	358,800	403,000	456,700
	1 8	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	360,500	404,700	458,300
	1 9	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	362,100	406,700	459,800
	2 0	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	363,700	408,400	461,200
	2 1	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	364,800	410,100	462,300
	2 2	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	366,300	411,800	463,600
	2 3	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	367,800	413,600	464,900
	2 4	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	369,300	415,400	466,400
	2 5	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	371,000	417,000	467,400
	2 6	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	372,800	418,700	468,000
	2 7	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	374,400	420,500	468,700
	2 8	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	376,100	422,300	469,300
	2 9	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	377,500	423,800	470,200
	3 0	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	378,800	425,300	470,900
	3 1	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	380,000	426,800	471,700
	3 2	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	381,400	428,100	472,500
	3 3	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	382,500	429,300	473,200
	3 4	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	383,400	430,400	473,900
	3 5	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	384,400	431,600	474,600
	3 6	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	385,400	432,800	475,400
	3 7	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	387,500	434,100	476,200
	3 8	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	388,700	435,200	477,000
	3 9	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	390,000	436,400	477,700
	4 0	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	391,300	437,600	478,400
	4 1	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	392,600	438,800	479,200
	4 2	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	393,300	439,800	
	4 3	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	394,000	440,900	
	4 4	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	394,700	442,000	
	4 5	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	395,200	443,000	
	4 6	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	395,800	443,500	
	4 7	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	396,400	444,000	
	4 8	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	397,100	444,400	
	4 9	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	397,500	445,000	
	5 0	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	398,100	445,500	
	5 1	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	398,700	445,900	
	5 2	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	399,200	446,400	
	5 3	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	399,600	446,900	
	5 4	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	400,200	447,300	
	5 5	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	400,800	447,600	
	5 6	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	401,300	447,900	
	5 7	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	401,700	448,300	
	5 8	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	402,200		
	5 9	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	402,700		

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 外 員 以 外 員	6 0	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	403,300
	6 1	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	403,600
	6 2	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	404,000
	6 3	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	404,300
	6 4	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	404,700
	6 5	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	405,000
	6 6	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	405,300
	6 7	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	405,600
	6 8	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	405,800
	6 9	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	406,000
	7 0	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	406,300
	7 1	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	406,600
	7 2	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	406,800
	7 3	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	407,000
	7 4	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	407,300
	7 5	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	407,600
	7 6	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	407,800
	7 7	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	408,000
	7 8	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	408,300
	7 9	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	408,600
	8 0	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	408,800
	8 1	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	409,000
	8 2	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	409,300
	8 3	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	409,600
	8 4	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	409,800
	8 5	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	410,000
	8 6	295,800	322,600	360,600	379,900		
	8 7	296,300	323,600	361,400	380,500		
	8 8	296,800	324,600	362,200	381,000		
	8 9	297,200	325,500	362,800	381,300		
	9 0	297,700	326,500	363,400	381,800		
	9 1	298,200	327,500	364,000	382,100		
	9 2	298,700	328,500	364,600	382,400		
	9 3	299,200	329,300	365,000	383,000		
	9 4	299,600	330,000	365,400	383,500		
	9 5	300,100	330,700	365,900	384,000		
	9 6	300,700	331,300	366,300	384,500		
	9 7	301,300	331,800	366,800	385,100		
	9 8	301,800	332,100	367,200	385,600		
	9 9	302,300	332,600	367,700	386,100		
	1 0 0	302,800	333,200	368,100	386,500		
	1 0 1	303,200	333,600	368,400	387,100		
	1 0 2	303,700	334,100	368,900	387,600		
	1 0 3	304,100	334,700	369,200	388,100		
	1 0 4	304,500	335,200	369,500	388,600		
	1 0 5	304,900	335,600	369,900	389,200		
	1 0 6	305,300	336,100	370,400	389,600		
	1 0 7	305,700	336,600	370,900	390,100		
	1 0 8	306,000	337,100	371,400	390,600		
	1 0 9	306,200	337,500	371,900	391,200		
	1 1 0	306,500	337,800	372,400			
	1 1 1	306,700	338,100	372,900			
	1 1 2	307,000	338,400	373,300			
	1 1 3	307,300	338,700	373,700			
	1 1 4	307,500	339,100	374,100			
	1 1 5	307,800	339,400	374,600			
	1 1 6	308,000	339,700	375,100			
	1 1 7	308,300	339,900	375,500			
	1 1 8	308,500	340,200	376,000			
	1 1 9	308,800	340,500	376,500			
	1 2 0	309,100	340,700	377,000			
	1 2 1	309,400	340,900	377,300			
	1 2 2	309,700	341,200				

	1 2 3	310,000	341,500						
	1 2 4	310,300	341,800						
	1 2 5	310,500	342,000						
	1 2 6	310,700	342,300						
	1 2 7	311,000	342,600						
	1 2 8	311,400	342,800						
	1 2 9	311,600	343,000						
	1 3 0	311,900	343,200						
	1 3 1	312,200	343,500						
	1 3 2	312,600	343,700						
	1 3 3	312,800	344,000						
	1 3 4	313,100	344,400						
	1 3 5	313,400	344,800						
	1 3 6	313,700	345,200						
	1 3 7	313,900	345,500						
	1 3 8	314,200	345,900						
	1 3 9	314,500	346,300						
	1 4 0	314,800	346,700						
	1 4 1	315,000	347,000						
	1 4 2	315,300	347,400						
	1 4 3	315,700	347,700						
	1 4 4	316,000	348,100						
	1 4 5	316,200	348,400						
	1 4 6	316,400	348,800						
	1 4 7	316,700	349,200						
	1 4 8	317,000	349,600						
	1 4 9	317,200	349,900						
	1 5 0	317,400	350,300						
	1 5 1	317,700	350,700						
	1 5 2	318,000	351,100						
	1 5 3	318,400	351,400						
	1 5 4	318,600							
	1 5 5	318,800							
	1 5 6	319,100							
	1 5 7	319,400							
	1 5 8	319,700							
	1 5 9	320,000							
	1 6 0	320,300							
	1 6 1	320,700							
	1 6 2	321,000							
	1 6 3	321,300							
	1 6 4	321,600							
	1 6 5	322,000							
	1 6 6	322,300							
	1 6 7	322,600							
	1 6 8	322,900							
	1 6 9	323,300							
定 年 前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再 任 用		円	円	円	円	円	円	円	円
短 時 間		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	305,700	343,600	389,000
勤 務 職									
員									

備考 この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五（第四条関係）

福 祉 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	1 0	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	1 1	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	1 2	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	1 3	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	1 4	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	1 5	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	1 6	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	1 7	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	1 8	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	1 9	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	2 0	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	2 1	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	2 2	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	2 3	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	2 4	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	2 5	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	2 6	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	2 7	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	2 8	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	2 9	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	3 0	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	3 1	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	3 2	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	3 3	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	3 4	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	3 5	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	3 6	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	3 7	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	3 8	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
	3 9	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
	4 0	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500
	4 1	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
	4 2	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
	4 3	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
	4 4	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700
	4 5	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
	4 6	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
	4 7	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
	4 8	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	
	4 9	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	
	5 0	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	
	5 1	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	
	5 2	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	5 3	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900
	5 4	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200
	5 5	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500
	5 6	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800
	5 7	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000
	5 8	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300
	5 9	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600
	6 0	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800
	6 1	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000
	6 2	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300
	6 3	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600
	6 4	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800
	6 5	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000
	6 6	270,300	326,700	353,100	400,400	
	6 7	270,600	327,500	353,500	401,000	
	6 8	270,900	328,300	354,000	401,500	
	6 9	271,300	328,900	354,200	401,900	
	7 0	271,600	329,400	354,700	402,400	
	7 1	271,900	329,900	355,100	402,900	
	7 2	272,300	330,400	355,500	403,400	
	7 3	272,700	330,800	355,800	403,900	
	7 4	273,000	331,300	356,200	404,300	
	7 5	273,400	331,800	356,700	404,600	
	7 6	273,700	332,300	357,100	404,900	
	7 7	274,000	332,600	357,300	405,100	
	7 8	274,400	332,900	357,600	405,300	
	7 9	274,800	333,300	358,000	405,600	
	8 0	275,100	333,600	358,400	405,900	
	8 1	275,300	333,900	358,700	406,100	
	8 2	275,600	334,200	359,000	406,400	
	8 3	276,000	334,400	359,400	406,700	
	8 4	276,300	334,700	359,800	406,900	
	8 5	276,500	335,100	360,100	407,100	
	8 6	276,800	335,500	360,500		
	8 7	277,200	335,800	360,900		
	8 8	277,500	336,000	361,100		
	8 9	277,800	336,500	361,400		
	9 0	278,100	336,900			
	9 1	278,400	337,100			
	9 2	278,700	337,400			
	9 3	279,000	337,800			
	9 4	279,400	338,200			
	9 5	279,800	338,500			
	9 6	280,100	338,800			
	9 7	280,300	339,000			
	9 8	280,700	339,300			
	9 9	281,000	339,600			
	1 0 0	281,300	339,900			
	1 0 1	281,600	340,300			
	1 0 2	281,900	340,500			
	1 0 3	282,200	340,800			
	1 0 4	282,500	341,200			
	1 0 5	282,700	341,600			
	1 0 6	282,900	341,900			
	1 0 7	283,200	342,200			
	1 0 8	283,500	342,500			
	1 0 9	283,800	342,800			
	1 1 0	284,100	343,200			

	1 1 1	284, 400	343, 500				
	1 1 2	284, 600	343, 700				
	1 1 3	284, 900	343, 900				
	1 1 4	285, 100	344, 200				
	1 1 5	285, 400	344, 400				
	1 1 6	285, 800	344, 700				
	1 1 7	286, 100	344, 900				
	1 1 8	286, 400					
	1 1 9	286, 700					
	1 2 0	287, 000					
	1 2 1	287, 200					
	1 2 2	287, 400					
	1 2 3	287, 800					
	1 2 4	288, 100					
	1 2 5	288, 300					
	1 2 6	288, 600					
	1 2 7	288, 900					
	1 2 8	289, 300					
	1 2 9	289, 500					
	1 3 0	289, 900					
	1 3 1	290, 300					
	1 3 2	290, 600					
	1 3 3	290, 800					
	1 3 4	291, 100					
	1 3 5	291, 500					
	1 3 6	291, 800					
	1 3 7	292, 000					
	1 3 8	292, 300					
	1 3 9	292, 600					
	1 4 0	292, 900					
	1 4 1	293, 100					
	1 4 2	293, 300					
	1 4 3	293, 500					
	1 4 4	293, 700					
	1 4 5	294, 100					
	1 4 6	294, 300					
	1 4 7	294, 600					
	1 4 8	294, 900					
	1 4 9	295, 200					
	1 5 0	295, 400					
	1 5 1	295, 700					
	1 5 2	295, 900					
	1 5 3	296, 200					
定 年 前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再 任 用		円	円	円	円	円	円
短 時 間		214, 100	254, 800	269, 600	304, 400	331, 900	374, 800
勤 務 職							
員							

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会が指定するものに勤務し、本務として入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「七級以上」を「七級」に改め、同条第六項中「五十五歳（群馬県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第六号）第三条ただし書に規定する医師及び歯科医師である職員にあつては、六十歳）に達した日以後直近の三月三十一日を超えて在職する」を「次の各号に掲げる」に改め、「ついで、」の下に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳（群馬県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第六号）第三条ただし書に規定する医師又は歯科医師である職員にあつては、六十歳）に達した日以後直近の三月三十一日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第一項ただし書中「扶養親族（以下）を「扶養親族（第三項において」に改め、「（以下「行九級職員等」という。）」を削り、同条第三項中「扶養親族（以下）を「扶養親族（次項において」に改め、「（以下「行八級職員等」という。）」を削り、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「に特定期間」を「に当該期間」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十二条の七第三項中「となり、これ」を「となつたこと」に改める。

第十九条第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午後十時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「までの間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「（前二

項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十一条の四第二項中「、第十一条並びに第十二条」を「並びに第十一条」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

行 政 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	1 0	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	1 1	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	1 2	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	1 3	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	1 4	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	1 5	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	1 6	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	1 7	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	1 8	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	1 9	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	2 0	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	2 1	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	2 2	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	2 3	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	2 4	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	2 5	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	2 6	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	2 7	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	2 8	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	2 9	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	3 0	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	3 1	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	3 2	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	3 3	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	3 4	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	3 5	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	3 6	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	3 7	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	3 8	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	3 9	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	4 0	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	4 1	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	4 2	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	4 3	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	4 4	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	4 5	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	4 6	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	4 7	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	4 8	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	4 9	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	5 0	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	5 1	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	5 2	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	5 3	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	5 4	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	5 5	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	5 6	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	5 7	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	5 8	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	5 9	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	6 0	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
定 年 前	6 1	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
再 任 用	6 2	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
短 時 間	6 3	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			

勤務職 員以外 の職員	6 4	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	6 5	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	6 6	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	6 7	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	6 8	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	6 9	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	7 0	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	7 1	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	7 2	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	7 3	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	7 4	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	7 5	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	7 6	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	7 7	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	7 8	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	7 9	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	8 0	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	8 1	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	8 2	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	8 3	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	8 4	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	8 5	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	8 6	266,200	305,800	355,700						
	8 7	266,500	306,100	356,100						
	8 8	266,800	306,400	356,500						
	8 9	267,100	306,700	356,700						
	9 0	267,400	307,000	357,100						
	9 1	267,700	307,300	357,500						
	9 2	268,000	307,600	357,900						
	9 3	268,300	307,800	358,100						
	9 4		308,000	358,400						
	9 5		308,300	358,800						
	9 6		308,700	359,100						
	9 7		308,900	359,400						
	9 8		309,200	359,800						
	9 9		309,500	360,200						
	1 0 0		309,900	360,600						
	1 0 1		310,100	361,100						
	1 0 2		310,400	361,500						
	1 0 3		310,700	361,900						
	1 0 4		311,000	362,300						
	1 0 5		311,200	362,800						
	1 0 6		311,500	363,200						
	1 0 7		311,800	363,500						
	1 0 8		312,100	363,800						
	1 0 9		312,300	364,200						
	1 1 0		312,600							
	1 1 1		313,000							
	1 1 2		313,300							
	1 1 3		313,500							
	1 1 4		313,700							
	1 1 5		314,000							
	1 1 6		314,400							
	1 1 7		314,600							
	1 1 8		314,800							
	1 1 9		315,100							
	1 2 0		315,400							
	1 2 1		315,700							
	1 2 2		315,900							
	1 2 3		316,200							
	1 2 4		316,500							
	1 2 5		316,800							
定 年 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、非常勤の職員には適用しない。

別表第二（第四条関係）

公 安 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	1 0	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	1 1	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	1 2	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	1 3	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	1 4	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	1 5	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	1 6	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	1 7	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	1 8	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	1 9	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	2 0	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	2 1	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	2 2	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	2 3	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	2 4	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	2 5	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	2 6	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	2 7	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	2 8	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	2 9	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	3 0	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	3 1	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	3 2	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	3 3	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	3 4	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	3 5	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	3 6	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	3 7	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	3 8	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	3 9	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	4 0	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	4 1	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	4 2	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	4 3	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	4 4	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	4 5	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	4 6	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	4 7	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	4 8	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		
	4 9	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	5 0	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	5 1	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	5 2	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	5 3	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	5 4	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	5 5	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	5 6	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	5 7	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	5 8	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
	5 9	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	6 0	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	6 1	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	6 2	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	6 3	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	6 4	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	6 5	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	6 6	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	6 7	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	6 8	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
	6 9	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
	7 0	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
	7 1	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
	7 2	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
定 年 前	7 3	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
再 任 用	7 4	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			

短時間勤務職員の職	7 5	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
	7 6	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
	7 7	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
	7 8	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	7 9	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
	8 0	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			
	8 1	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
	8 2	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
	8 3	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
	8 4	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
	8 5	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
	8 6	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100				
	8 7	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500				
	8 8	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900				
	8 9	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200				
	9 0	315,300	335,400	361,300	400,800					
	9 1	316,000	336,600	362,500	401,300					
	9 2	316,700	337,800	363,800	401,800					
	9 3	317,200	339,000	365,100	402,200					
	9 4	318,100	340,300	366,600	402,600					
	9 5	319,000	341,500	368,100	403,100					
	9 6	319,800	342,700	369,500	403,600					
	9 7	320,500	343,900	370,800	404,000					
	9 8	321,400	345,200	372,000	404,500					
	9 9	322,300	346,400	373,100	405,000					
	1 0 0	323,200	347,600	374,300	405,400					
	1 0 1	324,100	349,000	375,400	405,700					
	1 0 2	325,100	349,900	376,500	406,100					
	1 0 3	326,100	350,900	377,600	406,500					
	1 0 4	327,000	352,000	378,700	406,800					
	1 0 5	327,800	353,100	379,900	407,100					
	1 0 6	328,400	354,200	380,400	407,600					
	1 0 7	329,000	355,200	381,000	408,100					
	1 0 8	329,600	356,200	381,600	408,600					
	1 0 9	330,100	357,400	382,200	408,900					
	1 1 0	330,600	358,400	382,700	409,400					
	1 1 1	331,000	359,400	383,100	409,900					
	1 1 2	331,500	360,300	383,600	410,400					
	1 1 3	332,300	361,200	384,000	410,700					
	1 1 4	332,900	362,100	384,400	411,200					
	1 1 5	333,600	363,000	384,900	411,700					
	1 1 6	334,200	364,000	385,400	412,200					
	1 1 7	334,800	365,000	385,800	412,600					
	1 1 8	335,500	365,400	386,300	413,100					
	1 1 9	336,200	366,000	386,900	413,500					
	1 2 0	336,900	366,600	387,400	414,000					
	1 2 1	337,500	366,900	387,600	414,400					
	1 2 2	337,800	367,300	388,100						
	1 2 3	338,300	367,700	388,600						
	1 2 4	338,800	368,100	389,000						
	1 2 5	339,100	368,500	389,500						
	1 2 6		368,900	390,000						
	1 2 7		369,300	390,500						
	1 2 8		369,700	391,000						
	1 2 9		370,100	391,300						
	1 3 0		370,500	391,800						
	1 3 1		370,900	392,300						
	1 3 2		371,300	392,800						
	1 3 3		371,500	393,100						
	1 3 4		372,000	393,600						
	1 3 5		372,300	394,000						
	1 3 6		372,600	394,400						
	1 3 7		372,900	394,700						
	1 3 8		373,300	395,100						
	1 3 9		373,800	395,600						
	1 4 0		374,300	396,100						
	1 4 1		374,600	396,400						
	1 4 2		375,100							
	1 4 3		375,600							
	1 4 4		376,100							
	1 4 5		376,400							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第四イを次のように改める。

別表第四（第四条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	1 0	331,800	435,500	486,300	601,800
	1 1	335,200	437,000	488,100	
	1 2	338,600	438,500	489,900	
	1 3	342,000	439,900	491,700	
	1 4	345,500	441,300	493,400	
	1 5	348,900	442,800	495,200	
	1 6	352,300	444,200	497,000	
	1 7	355,700	445,500	498,800	
	1 8	358,800	447,000	500,700	
	1 9	362,000	448,400	502,600	
	2 0	365,200	449,800	504,500	
	2 1	368,500	451,100	506,400	
	2 2	371,600	452,600	508,100	
	2 3	374,700	454,000	509,900	
	2 4	377,700	455,400	511,700	
	2 5	380,800	456,800	513,300	
	2 6	383,100	458,200	515,100	
	2 7	385,400	459,500	516,900	
	2 8	387,600	460,900	518,400	
	2 9	389,500	462,300	519,800	
	3 0	391,200	463,600	521,500	
	3 1	392,900	465,000	523,300	
	3 2	394,700	466,400	525,000	
	3 3	396,400	467,700	526,500	
	3 4	398,200	469,100	527,800	
	3 5	399,800	470,400	529,100	
	3 6	401,100	471,800	530,400	
	3 7	402,500	473,200	531,400	
	3 8	403,900	474,900	532,700	
	3 9	405,300	476,500	534,000	
	4 0	406,700	478,000	535,300	
定 年 前	4 1	408,200	479,600	536,300	
再 任 用	4 2	408,900	480,800	537,100	
短 時 間	4 3	409,500	481,900	537,900	

勤務職 員以外 の職員	4 4	410,100	483,000	538,700	
	4 5	410,900	484,000	539,600	
	4 6	411,500	484,900	540,400	
	4 7	412,100	485,800	541,200	
	4 8	412,600	486,600	541,900	
	4 9	413,100	487,300	542,700	
	5 0	413,500	488,000	543,500	
	5 1	414,000	488,700	544,200	
	5 2	414,400	489,300	545,100	
	5 3	414,800	489,900	546,000	
	5 4	415,100	490,600	546,800	
	5 5	415,400	491,200	547,700	
	5 6	415,800	491,800	548,600	
	5 7	416,100	492,100	549,400	
	5 8	416,500	492,700	550,200	
	5 9	416,800	493,300	551,000	
	6 0	417,200	494,000	551,700	
	6 1	417,600	494,400	552,500	
	6 2	417,900	495,000	553,400	
	6 3	418,200	495,700	554,300	
	6 4	418,500	496,400	555,200	
	6 5	418,800	496,800	556,000	
	6 6		497,400	556,900	
	6 7		498,000	557,800	
	6 8		498,500	558,700	
	6 9		499,000	559,500	
	7 0		499,500	560,400	
	7 1		500,000	561,300	
	7 2		500,500	562,200	
	7 3		500,900	563,000	
	7 4		501,400		
	7 5		501,800		
	7 6		502,200		
	7 7		502,700		
	7 8		503,300		
	7 9		503,800		
	8 0		504,200		
	8 1		504,700		
	8 2		505,300		
	8 3		505,900		
	8 4		506,400		
	8 5		506,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、保健福祉事務所、衛生環境研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年群馬県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	4 2 8, 0 0 0
2	4 9 1, 0 0 0
3	5 5 6, 0 0 0
4	6 4 2, 0 0 0
5	7 4 6, 0 0 0
6	8 5 1, 0 0 0

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	3 5 8, 0 0 0
2	3 9 5, 0 0 0
3	4 2 4, 0 0 0

第六条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第四条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十一条、第十二条」を「第十一条」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

(群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

円 0 0 0 0 0 0 0 0

号 給	給料月額
1	4 0 5, 0 0
2	4 5 5, 0 0
3	5 0 8, 0 0
4	5 7 4, 0 0
5	6 5 5, 0 0
6	7 6 5, 0 0
7	8 9 3, 0 0

第九条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十」に改める。

第六条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第十一条、第十二条」を「第十一条」に改め、「第十四条の二」を削り、同条第二項及び第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改め、同条第四項中「第十一条、第十二条」を「第十一条」に改め、「第十四条の二」を削る。

（知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例等の一部改正）

第七条 次に掲げる条例の規定中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例（昭和二十二年群馬県条例第十六号）第二条第二項

二 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例（昭和二十八年群馬県条例第三十五号）第二条第三項

三 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例（昭和二十八年群馬県条例第四十号）第三条第二項

第八条 次に掲げる条例の規定中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項

二 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する

る条例第二条第三項

三 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項

(群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正)

第九条 群馬県職員の寒冷地手当に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表三級地の項中「甘楽郡 南牧村」を削り、同表備考中「平成二十七年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

(群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十条 群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「フルタイム会計年度任用職員として採用された日の属する会計年度の四月一日において現に施行されている」を削る。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

第六条の二第二項中「百分の百五」を「百分の百六・二五」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の表第二十二条の三第二項の項中欄中「第十七条の二並びに第十七条の三」を「並びに第十四条の二」に改め、同項下欄中「第十五条の二」を「、第十四条の二、第十五条の二」に改め、「、第十七条の二、第十七条の三」を削る。

第十二条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第二十一条の四第二項の項中欄中「第十二条」を「第十一条」に改め、同項下欄中「第十二条、」を「第十一条、」に改める。

第二十七条の表第二十二条の三第二項の項中「第十四条の二」を「第十四条」に改める。

(群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十三条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第七項中「、第十一条並びに第十二条」を「並びに第十一条」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条から第十条まで、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第五条から第九条までの規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の群馬県職員の給与に関する条例（次項及び附則第四条において「改正後の給与条例」という。）第八条の三第一項、第十三条の二及び別表第一から別表第五までの規定、第三条の規定による改正後の群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次項、次条及び附則第四条において「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定並びに第五条の規定による改正後の群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項、次条及び附則第四条において「改正後の任期付職員条例」という。）第七条第一項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3 改正後の給与条例第二十条第二項及び第三項並びに第二十一条第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第三項の規定、改正後の任期付職員条例第九条第二項及び第三項の規定並びに第七条の規定による改正後の知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項、識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例第二条第三項及び群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の特例）

第二条 令和七年四月一日（以下この条及び次条において「適用日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、当該各号に定める給料月額及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表五号俸の額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

一 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項の規定による

給料月額 改正後の任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

二 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第三項の規定による給料月額 改正後の任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

（適用日前の異動者等の号給の調整）

第三条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、当該職員が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第四条 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の群馬県職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

第五条 令和八年四月一日（以下この条、次条及び附則第九条において「切替日」という。）の前日における職務の級が群馬県職員の給与に関する条例別表第一の給料表の八級若しくは九級、別表第二の給料表の九級又は別表第四イの給料表の四級である職員の切替日における号給（次条及び附則別表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（附則別表において「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（切替日前の異動者等の号給の調整）

第六条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異

動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、在職する他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給の基礎）

第七条 前二条の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が受けていた号給は、第二条の規定による改正前の群馬県職員の給与に関する条例及びこれに基づく規程に従って定められたものでなければならない。

（暫定措置）

第八条 第二条の規定による改正後の群馬県職員の給与に関する条例第五条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「四号給」とする。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第九条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員を除く。）及び人事委員会が定める職員を除く。次号において同じ。）であるものをいう。

イ 第九条の規定による改正前の群馬県職員の寒冷地手当に関する条例別表に掲げる地域に在勤する職員

ロ 切替日の前日において群馬県職員の寒冷地手当に関する条例（以下この条において「寒冷地手当条例」という。）第二条第二号の規定に基づき人事委員会が定めていた公署に在勤する職員

二 新寒冷地等在勤職員 寒冷地手当条例第二条各号に掲げる職員のいずれかに該

当する職員をいう。

三 特定旧寒冷地等在勤職員 旧寒冷地等在勤職員であつて、新寒冷地等在勤職員でないものをいう。

四 継続特定旧寒冷地等在勤職員 基準日（寒冷地手当条例第二条に規定する基準日をいい、その属する月が令和八年十一月から令和十年三月までのものに限る。以下この条において同じ。）において特定旧寒冷地等在勤職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤職員であつた者をいう。

五 みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤職員につき、第九条の規定による改正後の寒冷地手当条例別表に規定する三級地をその地域の区分（寒冷地手当条例第三条第一項に規定する地域の区分をいう。）と、基準日におけるその基準世帯等区分（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（同項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

2 継続特定旧寒冷地等在勤職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、寒冷地手当条例第二条及び第三条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和八年十一月から令和九年三月まで	三、三〇〇円
令和九年十一月から令和十年三月まで	六、六〇〇円

3 寒冷地手当条例第四条の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第一項中「別表に掲げる地域又は第二条第二号の規定により人事委員会が定める公署に在勤し」とあるのは「継続特定旧寒冷地等在勤職員であつて」と、同条第二項及び第三項中「前条」とあるのは

「群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年群馬県条例
第 号）附則第九条第二項」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷地等在勤職員であった者であつて、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤職員又は特定旧寒冷地等在勤職員であつたもの（前二項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、寒冷地手当条例第二条及び第三条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給	
	8 級	9 級
1	1	1
2	2	2
3	2	2
4	2	2
5	2	2
6	3	3
7	3	3
8	3	3
9	3	3
10	4	4
11	4	4
12	4	4
13	4	4
14	5	5
15	5	5
16	5	5
17	5	5
18	6	6
19	6	6
20	6	6
21	6	6
22	7	7
23	7	7
24	7	7
25	7	7
26	8	8
27	8	8
28	8	8
29	8	8
30	9	9
31	9	9
32	9	9
33	9	9

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給
	9 級
1	1
2	2
3	2
4	2
5	2
6	3
7	3
8	3
9	3
10	4
11	4
12	4
13	4
14	5
15	5
16	5
17	5
18	6
19	6
20	6
21	6
22	7
23	7
24	7
25	7
26	8
27	8
28	8
29	8
30	9
31	9
32	9
33	9

ハ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給
	4 級
1	1
2	2
3	2
4	2
5	2
6	3
7	3
8	3
9	3
10	4
11	4
12	4
13	4
14	5
15	5
16	5
17	5
18	6
19	6
20	6
21	6
22	7
23	7
24	7
25	7
26	8
27	8
28	8
29	8
30	9
31	9
32	9
33	9
34	10
35	10
36	10
37	10

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 職員の給与改定等を行おうとするものである。

第百七十一号議案

群馬県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和三十八年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第八条」に、「内国旅行の旅費(第十五条―第二十八条)」を「旅費の種目及び内容(第九条―第二十三条)」に、「第二十九条―第三十一条」を「第二十四条―第二十七条」に改める。

第二条第一項第二号中「第一条」を「第二条」に改め、同項第六号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第二条第二項中「何級の職務」及び「当該級の職務」を「職務の級」に、「ついで」を「ついては」に、「職務を」を「職務の級を」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第三条第二項第一号及び第二号中「旅行中」を「内国旅行中」に改め、同項に次の四号を加える。

四 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

五 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

六 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出

発して帰住したときは、当該遺族

七 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第十九条第一項第二号イ、ロ若しくはニに規定する場合における外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

第三条第三項中「前項第一号」の下に「又は第四号」を加え、同条第六項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「となつた金額」を「となる金額又は支出を要する金額」に改め、同条第七項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関の事故又は」を削り、「知事が」を「規則で」に改める。

第四条第三項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第四項本文中「これを変更するには、規則で定める様式による」を「その変更をするには、」に、「以下」を「以下この条において」に、「当該旅行に関する」を「規則で定める」に、「これを当該旅行者に提示して」を「当該事項を当該旅行者に通知して」に改め、同項ただし書中「当該旅行に関する」を「当該」に、「記録をし、これを提示する」を「記録をする」に改め、同条第五項中「を提示しなかつた」を「に記載又は記録をしなかつた」に、「当該旅行に関する」を「同項に定める」に改め、「これを当該旅行者に提示し」を削り、同条第六項中「前二項」を「第四項」に、「提示」を「通知」に改め、同条第七項中「の提示」を「の通知」に、「提示した」を「通知した」に改め、同条第八項中「及び第五項」を削り、「提示」を「通知」に改める。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条を削る。

第七条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして

次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「又は方法によつて」を「又は方法により」に改め、同条を第六条とする。

第八条から第十二条までを削る。

第十三条第一項中「清算」を「精算」に、「規則で定める様式による請求書」を「所定の請求書」に改め、「する者」の下に「（以下「支出命令者」という。）」を加え、同条第二項中「清算」を「精算」に改め、同条第六項中「必要な資料」を「請求書の記載事項又は記録事項及び必要な資料の種類その他の必要な事項」に改め、同条を第七条とする。

第十四条を第八条とする。

第二章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

（旅費の種目及び内容）

第九条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（鉄道賃）

第十条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第十三条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三階級以上に区分された鉄道により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 職務の級が八級以上の者が移動するとき 最上級の運賃の額

ロ 職務の級が七級以下の者が移動するとき 職務の級が八級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が二階級に区分された鉄道により職務の級が九級の者が移動するとき 上級の運賃の額

(船賃)

第十一条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第十三条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が四階級以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 職務の級が八級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃

の額

ロ 職務の級が七級以下の者が移動するとき 職務の級が八級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三階級に区分された船舶により職務の級が八級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

三 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が二階級に区分された船舶により職務の級が九級の者が移動するとき 上級の運賃の額

（航空賃）

第十二条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三階級以上に区分された航空機により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 職務の級が八級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 職務の級が七級若しくは六級の者が長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき又は職務の級が五級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が二階級に区分された航空機により職務の級が九級の者が移動するとき 上級の運賃の額

(その他の交通費)

第十三条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第三号に掲げる費用は、その額が不明であることその他やむを得ない事情がある場合には、路程に応じ一キロメートルにつき規則で定める額により計算した額とする。

3 前項の規定により計算された額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 自転車又は徒歩による移動に要する費用については、前二項の規定は、適用しない。

(宿泊費)

第十四条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第二第一号又は第二号の表の区分の欄に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の職務の級が十級以下の者の欄により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿

泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第十五条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第十条から第十三条までの規定による交通費（第十九条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十六条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第三により定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第十七条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。ただし、外国旅行においては、別表第一に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものであるとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は

当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第十八条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第十九条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 内国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を

命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

ニ 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第二十条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第二十一条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第三条第二項第五号又は第七号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第二に定める定額とする。

（退職者等の旅費）

第二十二条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第二十三条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第二十九条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行」を「群馬県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（旅費の返納）

第二十五条 支出命令者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 前項に規定する場合には、支出命令者は、同項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後において旅行者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（旅費の支給額の上限）

第二十六条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第十条第一項各号、第十条第一項各号、第十二条第一項各号及び第十三条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第三十条を削り、第三十一条を第二十七条とする。

附則第五項中「内国旅行に係る」を削り、「第十五条第一項第三号及び第十六条第一項第五号」を「第十条第一項第五号及び第十一条第一項第四号」に改め、附則第六項を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第十七条関係）

区分	上限

家財の運送単位を容積により算出する場合					
家財の運送単位を重量により算出する場合		職員		九立方メートル	
		配偶者		九立方メートル	
		子（一人につき）		一・五立方メートル	
		職員		三六〇キログラム	
		配偶者		三六〇キログラム	
		子（一人につき）		六〇キログラム	

別表第二（第二十一条関係）

区分	
全ての者	九三〇、〇〇〇円
	死亡手当

（知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例の一部改正）

第二条 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例（昭和二十二年群馬県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一般職の職員で行政職給料表の九級の職務にある者」を「群馬県職員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

一 運賃の上限額

イ 知事

区分	運賃の上限額
鉄道賃	運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額
船賃	運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額

航空賃	運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額
-----	-----------------------------------

ロ 副知事及び企業管理者

区分	運賃の上限額
鉄道賃	運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額
船賃	運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額。ただし、運賃の等級が三階級以上に区分された船舶により移動する場合は、最上級の直近下位の級の運賃の額
航空賃	運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額。ただし、運賃の等級が三階級以上に区分された航空機により移動する場合は、最上級の直近下位の級の運賃の額

二 宿泊費基準額

区分	宿泊費基準額
知事	国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二第一号又は第二号の表の区分に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の内閣総理大臣等の欄により定められている宿泊費基準額
副知事及び企業管理者	国家公務員等の旅費支給規程別表第二第一号又は第二号の表の区分に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の指定職職員等の欄により定められている宿泊費基準額

（識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例の一部改正）

第三条 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例（昭和二十八年群馬県条例第三十五号）を次のように改正する。

第三条中「旅費」の下に「の額及び支給方法」を加え、「一般職の職員で行政職給料表の九級相当額とし、その支給方法は」を「別表に定めるもののほか」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条関係）

一 運賃の上限額

区分	運賃の上限額
鉄道賃	運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額
船賃	運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額。ただし、運賃の等級が三階級以上に区分された船舶により移動する場合は、最上級の直近下位の級の運賃の額
航空賃	運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額。ただし、運賃の等級が三階級以上に区分された航空機により移動する場合は、最上級の直近下位の級の運賃の額

二 宿泊費基準額

宿泊費基準額
国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二第一号又は第二号の表の区分に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の指定職職員等の欄により定められている宿泊費基準額

（群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正）

第四条 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例（昭和二十八年群馬県条例第四十号）を次のように改正する。

第四条中「一般職の職員で行政職給料表の九級の職務にあるもの」を「群馬県職員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

一 運賃の上限額

区分	運賃の上限額
----	--------

鉄道賃	運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額
船賃	運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額。ただし、運賃の等級が三階級以上に区分された船舶により移動する場合は、最上級の直近下位の級の運賃の額
航空賃	運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額。ただし、運賃の等級が三階級以上に区分された航空機により移動する場合は、最上級の直近下位の級の運賃の額

二 宿泊費基準額

宿泊費基準額
国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二第一号又は第二号の表の区分に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の指定職職員等の欄により定められている宿泊費基準額

（群馬県公害紛争処理法施行条例の一部改正）

第五条 群馬県公害紛争処理法施行条例（昭和四十五年群馬県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「旅行雑費及び宿泊料の額は」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当の額は、一般職の職員で行政職給料表の一級の職務にあるものが」に、「による」を「の規定に基づいて受ける額と同一の」に、「定めるところ」を「適用を受ける職員の例」に改める。

第六条第一号中「車賃、旅行雑費、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第三号中「車賃、旅行雑費又は宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に改める。

（地方自治法第二百七条の規定に基づく関係人等の実費の弁償に関する条例の一部改正）

第六条 地方自治法第二百七条の規定に基づく関係人等の実費の弁償に関する条例（平成三年群馬県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、

包括宿泊費及び宿泊手当」に、「それぞれ別表に定めるとおり」を「群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和三十八年群馬県条例第二十四号。以下「旅費条例」という。）の規定により職員に支給する額に相当する額」に改める。

第三条中「群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和三十八年群馬県条例第二十四号。以下「旅費条例」という。）」を「旅費条例」に改める。

別表を削る。

（群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第七条 群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年群馬県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（群馬県職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の群馬県職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の群馬県職員等の旅費に関する条例（以下この項及び第三項において「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第六項及び第七項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第二十五条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例等の経過措置）

第三条 前条の規定は、第二条の規定による改正後の知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例、第三条の規定による改正後の識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例、第四条の規定による改正後の群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例、第五条の規定による改正後の群馬県公害紛争処理法施行条例及び第六条の規定による改正後の地方自治法第二百七条の規定に基づく関係人等の実費の弁償に関する条例の規定について準用する。

（規則への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第五条 群馬県公立学校職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「何級の職務」を「職務の級」に、「の級の職務」を「の職務の級」に改める。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 旅費制度の見直しを行おうとするものである。

第百七十二号議案

群馬県政治資金規正法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県政治資金規正法関係手数料条例（平成二十年群馬県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「収支報告書等」の下に「（以下この表において「文書等」という。）」を加え、「交付する用紙」を削り、同表二の項を次のように改める。

二 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。）に複写したものの交付	
文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の複写の場合	
その他の場合	一枚につき百円に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額
	一枚につき百円

別表二の項の次に次のように加える。

三 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。）に複写したものの交付	
文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき百二十円に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額
その他の場合	一枚につき百二十円
四 文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法	当該文書等一枚ごとに十円

別表備考中「両面印刷の用紙を用いる」を「用紙の両面を使用する」に改め、「二の項」の下に「から四の項まで」を加え、「少額領収書等の写し若しくは収支報告書

等が両面印刷の用紙を用いて」を「文書等が用紙の両面を使用して」に改める。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 少額領収書等の写し又は収支報告書等の写しの交付方法に電磁的記録による交付を追加しようとするものである。

第百七十三号議案

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年群馬県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（群馬県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される群馬県知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された群馬県知事の選挙については、なお従前の例による。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 公職選挙法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百七十四号議案

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年群馬県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項第四号中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号(幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号)」に改める。

(群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(虐待等の禁止)

第四条の二 職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第十六条第一項中「第十一条から第十三条まで」を「第十一条、第十三条」に改め、同項の表第十二条の項を削る。

(群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年群馬県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第十九条第一項中「(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同

じ。」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 児童福祉法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百七十五号議案

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第十六条第一項中「定期健康診断」を「定期の健康診断」に改め、同条第二項前段中「上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健康診断」の下に「等」を加え、同項後段中「健康診断」の下に「等」を加え、同項の表児童が通学する学校における健康診断の項中「定期」を「入所した児童に対する定期」に改め、同表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第二十六条中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 厚生省令の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百七十六号議案

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「定期健康診断」を「定期の健康診断」に改め、同条第二項前段中「上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健康診断」の下に「等」を加え、同項後段中「健康診断」の下に「等」を加え、同項の表児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断の項中「対する障害児の」を「対する」に改め、同表障害児が通学する学校における健康診断の項中「定期」を「通所する障害児に対する定期」に改め、同表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	
	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 厚生労働省令の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百七十七号議案

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第三号中「幼児（」の下に「第二十九条第二項の表及び」を加える。

第二十九条第一項中「定期健康診断」を「定期の健康診断」に改め、同条第二項前段中「上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健康診断」の下に「等」を加え、同項後段中「健康診断」の下に「等」を加え、同項の表児童相談所等における障害児の入所前の健康診断の項中「対する障害児の」を「対する」に改め、同表障害児が通学する学校における健康診断の項中「定期」を「入所した障害児に対する定期」に改め、同表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	
	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第四十三条第一項中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 厚生労働省令の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百七十八号議案

群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に改める。

第二十四条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第五条関係）

高等学校等教育職給料表

学 校 職 員 の 分 区	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	425,300	
	27	262,500	302,700	426,600	
	28	263,700	304,500	428,000	
	29	264,800	306,300	429,400	
	30	265,800	308,200	430,700	
	31	266,900	310,000	432,200	
	32	267,900	311,700	433,700	
	33	269,000	313,400	435,300	
	34	270,100	315,200	436,700	
	35	271,300	316,900	438,300	
	36	272,600	318,500	439,800	
	37	273,800	320,100	441,500	
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 学 校 職 員 以 外 の 学 校 職 員	41	278,500	326,600	447,700
	42	279,500	328,500	449,200
	43	280,500	330,300	450,400
	44	281,400	332,000	451,600
	45	282,000	333,600	452,800
	46	282,800	335,500	454,100
	47	283,600	337,200	455,300
	48	284,400	338,900	456,500
	49	285,100	340,600	457,600
	50	285,900	342,300	458,800
	51	286,600	344,000	460,000
	52	287,400	345,700	461,200
	53	288,200	347,400	462,400
	54	289,000	348,700	463,600
	55	289,700	350,000	464,800
	56	290,500	351,300	466,000
	57	291,200	352,800	467,100
	58	291,800	354,400	467,700
	59	292,600	355,900	468,200
	60	293,400	357,500	468,700
	61	294,100	358,900	469,200
	62	294,700	360,500	469,800
	63	295,500	362,100	470,300
	64	296,100	363,500	470,800
	65	297,100	365,000	471,300
	66	297,900	366,600	
	67	298,600	368,200	
	68	299,300	369,700	
	69	299,900	371,200	
	70	300,600	372,800	
	71	301,300	374,300	
	72	302,000	375,800	
	73	302,700	377,300	
	74	303,400	378,900	
	75	304,100	380,500	
	76	304,600	382,000	
	77	305,200	383,400	
	78	305,800	384,800	
	79	306,500	386,200	
	80	307,100	387,500	
	81	307,600	388,800	
	82	308,200	390,200	
	83	308,900	391,500	
	84	309,600	392,800	
	85	310,200	393,900	
	86	311,000	395,300	
	87	311,700	396,600	
	88	312,300	397,900	

89	313, 000	399, 100
90	313, 800	400, 400
91	314, 600	401, 500
92	315, 400	402, 700
93	315, 900	403, 900
94	316, 700	405, 000
95	317, 500	406, 200
96	318, 300	407, 400
97	318, 900	408, 800
98	319, 600	409, 800
99	320, 400	410, 800
100	321, 100	411, 800
101	321, 900	412, 700
102	322, 700	413, 700
103	323, 600	414, 800
104	324, 400	415, 900
105	325, 000	416, 600
106	325, 800	417, 500
107	326, 600	418, 400
108	327, 400	419, 300
109	328, 100	420, 100
110	328, 500	420, 900
111	328, 800	421, 700
112	329, 300	422, 500
113	329, 800	423, 100
114	330, 200	423, 800
115	330, 600	424, 500
116	331, 000	425, 200
117	331, 500	425, 800
118	332, 000	426, 300
119	332, 400	426, 600
120	332, 900	426, 900
121	333, 400	427, 200
122	333, 800	427, 500
123	334, 200	427, 800
124	334, 700	428, 000
125	335, 200	428, 200
126	335, 500	428, 500
127	335, 800	428, 800
128	336, 100	429, 000
129	336, 300	429, 200
130	336, 600	429, 500
131	336, 900	429, 800
132	337, 100	430, 000
133	337, 300	430, 200
134	337, 500	430, 500
135	337, 700	430, 800
136	338, 000	431, 000

	137	338,300	431,200		
	138	338,500	431,500		
	139	338,800	431,800		
	140	339,100	432,000		
	141	339,300	432,200		
	142	339,500	432,500		
	143	339,800	432,800		
	144	340,000	433,000		
	145	340,300	433,200		
	146	340,500	433,500		
	147	340,800	433,800		
	148	341,100	434,000		
	149	341,300	434,200		
	150	341,500	434,500		
	151	341,800	434,800		
	152	342,100	435,000		
	153	342,300	435,200		
定年 前再 任用 短時 間勤 務学 校員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		247,200	288,900	348,200	436,000

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が３級である学校職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

小 学 校 中 学 校 教 育 職 給 料 表

学 校 職 員 の 分 区	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	393,000	
	27	262,300	278,400	394,100	
	28	263,400	280,100	395,200	
	29	264,600	281,800	396,300	
	30	265,700	283,800	397,500	
	31	266,800	286,000	398,700	
	32	267,800	288,200	399,800	
	33	268,900	290,400	400,800	
	34	269,900	292,600	401,900	
	35	270,900	294,800	403,100	
	36	272,000	296,900	404,300	
	37	273,200	298,900	405,500	
	38	274,100	300,800	406,800	
	39	275,100	302,700	407,900	
	40	276,200	304,500	409,100	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 学 校 員 以 外 学 校 員 職	41	277, 400	306, 300	410, 200
	42	278, 500	308, 200	411, 500
	43	279, 600	310, 000	412, 500
	44	280, 700	311, 700	413, 600
	45	281, 600	313, 400	414, 800
	46	282, 400	315, 200	416, 000
	47	283, 200	316, 900	417, 200
	48	284, 000	318, 500	418, 400
	49	284, 600	320, 100	419, 500
	50	285, 400	321, 800	420, 500
	51	286, 100	323, 600	421, 800
	52	286, 800	325, 300	423, 000
	53	287, 600	326, 600	424, 200
	54	288, 400	328, 500	425, 300
	55	289, 000	330, 300	426, 400
	56	289, 700	332, 000	427, 500
	57	290, 400	333, 600	428, 500
	58	291, 200	335, 500	429, 700
	59	292, 000	337, 200	430, 900
	60	292, 600	338, 900	432, 100
	61	293, 200	340, 600	432, 700
	62	293, 900	342, 300	433, 500
	63	294, 600	344, 000	434, 200
	64	295, 100	345, 700	434, 700
	65	295, 800	347, 400	435, 000
	66	296, 500	348, 700	435, 300
	67	297, 100	350, 000	435, 700
	68	297, 700	351, 300	436, 100
	69	298, 400	352, 800	436, 400
	70	299, 100	354, 300	436, 800
	71	299, 700	355, 800	437, 100
	72	300, 400	357, 300	437, 400
	73	300, 900	358, 600	437, 700
	74	301, 500	360, 100	438, 000
	75	302, 200	361, 600	438, 300
	76	302, 700	363, 000	438, 600
	77	303, 300	364, 400	438, 800
	78	303, 900	365, 900	439, 100
	79	304, 500	367, 400	439, 400
	80	305, 100	368, 900	439, 600
	81	305, 600	370, 200	439, 800
	82	306, 100	371, 500	440, 100
	83	306, 700	372, 800	440, 400
	84	307, 300	374, 000	440, 600
	85	307, 700	375, 200	440, 800
	86	308, 100	376, 400	
	87	308, 600	377, 500	
	88	309, 100	378, 600	

89	309, 500	379, 600
90	310, 000	380, 700
91	310, 400	381, 800
92	310, 900	382, 900
93	311, 200	384, 000
94	311, 700	385, 100
95	312, 200	386, 100
96	312, 600	387, 200
97	312, 900	388, 200
98	313, 300	389, 200
99	313, 700	390, 100
100	314, 100	391, 000
101	314, 500	391, 800
102	314, 800	392, 800
103	315, 100	393, 600
104	315, 400	394, 500
105	315, 600	395, 300
106	315, 900	396, 200
107	316, 200	397, 100
108	316, 400	398, 000
109	316, 600	398, 800
110	316, 800	399, 800
111	317, 100	400, 700
112	317, 400	401, 600
113	317, 600	402, 200
114	317, 800	403, 100
115	318, 000	404, 000
116	318, 300	404, 900
117	318, 600	405, 700
118	318, 800	406, 400
119	319, 100	407, 200
120	319, 400	408, 000
121	319, 600	408, 600
122	319, 800	409, 300
123	320, 000	410, 000
124	320, 300	410, 600
125	320, 600	411, 200
126		411, 900
127		412, 400
128		413, 000
129		413, 600
130		414, 200
131		414, 700
132		415, 200
133		415, 500
134		415, 800
135		416, 000
136		416, 300

	137		416,600		
	138		416,900		
	139		417,200		
	140		417,500		
	141		417,800		
	142		418,100		
	143		418,400		
	144		418,700		
	145		418,900		
	146		419,200		
	147		419,500		
	148		419,700		
	149		419,900		
	150		420,200		
	151		420,500		
	152		420,700		
	153		420,900		
	154		421,200		
	155		421,500		
	156		421,700		
	157		421,900		
	158		422,200		
	159		422,500		
	160		422,700		
	161		422,900		
	162		423,200		
	163		423,500		
	164		423,700		
	165		423,900		
定年 前任 再任 短時 間勤 務学 校職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 238,400	円 285,800	円 341,600	円 425,600

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第五条関係）

栄 養 職 給 料 表

学 校 職 員 の 分 区	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	331,900
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	333,500
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	335,000
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	336,500
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	337,900
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	339,500
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	341,000
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	342,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	346,200
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	347,900
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	349,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	351,200
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	352,700
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	354,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	355,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	357,400
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	358,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	360,500
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	362,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	363,700
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	364,800
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	366,300
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	367,800
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	369,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	371,000
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	372,800
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	374,400
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	376,100
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	377,500
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	378,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	380,000
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	381,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	382,500
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	383,400
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	384,400
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	385,400
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	386,200
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	387,100
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	388,000
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	388,800

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 学 校 員 外 校 員 職 員	41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	389, 600
	42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	390, 400
	43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	391, 200
	44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	391, 900
	45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	392, 600
	46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	393, 300
	47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	394, 000
	48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	394, 700
	49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	395, 200
	50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	395, 800
	51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	396, 400
	52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	397, 100
	53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	397, 500
	54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800	398, 100
	55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500	398, 700
	56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100	399, 200
	57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500	399, 600
	58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000	400, 200
	59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600	400, 800
	60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200	401, 300
	61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600	401, 700
	62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100	402, 200
	63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600	402, 700
	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100	403, 300
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700	403, 600
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200	404, 000
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800	404, 300
	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400	404, 700
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900	405, 000
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400	405, 300
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800	405, 600
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200	405, 800
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500	406, 000
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000	406, 300
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400	406, 600
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800	406, 800
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200	407, 000
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700		407, 300
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900		407, 600
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200		407, 800
	81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700		408, 000
	82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000		408, 300
	83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300		408, 600
	84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600		408, 800
	85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000		409, 000
	86		303, 000	341, 100	362, 300		
	87		303, 200	341, 400	362, 600		
	88		303, 400	341, 700	362, 900		

	89		303, 800	342, 000	363, 300		
	90		304, 000	342, 200	363, 600		
	91		304, 200	342, 600	363, 800		
	92		304, 400	342, 900	364, 100		
	93		304, 800	343, 100	364, 400		
	94		305, 000	343, 400	364, 800		
	95		305, 200	343, 700	365, 200		
	96		305, 500	343, 900	365, 600		
	97		305, 800	344, 100	366, 100		
	98		306, 000	344, 400	366, 500		
	99		306, 200	344, 700	366, 900		
	100		306, 500	344, 900	367, 300		
	101		306, 800	345, 100	367, 800		
	102		307, 000	345, 300			
	103		307, 200	345, 700			
	104		307, 500	345, 900			
	105		307, 800	346, 100			
	106			346, 400			
	107			346, 800			
	108			347, 200			
	109			347, 400			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 学 校 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		201, 300	227, 900	257, 300	271, 300	297, 800	305, 700

別表第三（第五条関係）

事 務 職 給 料 表

学 校 職 員 の 分 区	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500

定年 再任用 前短勤 間務学 務校職 員以の 外校員 職	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
	86	266,200	305,800	355,700				
	87	266,500	306,100	356,100				
	88	266,800	306,400	356,500				

	89	267,100	306,700	356,700				
	90	267,400	307,000	357,100				
	91	267,700	307,300	357,500				
	92	268,000	307,600	357,900				
	93	268,300	307,800	358,100				
	94		308,000	358,400				
	95		308,300	358,800				
	96		308,700	359,100				
	97		308,900	359,400				
	98		309,200	359,800				
	99		309,500	360,200				
	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年 前再 任用 短 間 勤 務 学 校 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

第二条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号の二を次のように改める。

一の二 削除

第二十四条の三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「八千百円」を「五千六百円」に改め、「応じ」の下に「、前項に規定する校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加え、同項を同条第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十三条第二項の条例で定める校務の種類は、学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務その他人事委員会の同意を得て教育委員会規則で定める校務とする。

別表第一備考中「、この表の額に7,700円」を「この表の額に11,700円を、4級である学校職員の給料月額はこの表の額に4,000円」に改める。

別表第一の二備考中「、この表の額に7,500円」を「この表の額に11,500円を、4級である学校職員の給料月額はこの表の額に4,000円」に改める。

第三条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「に特定期間」を「に当該期間」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第十四条の二を削る。

第十六条の二第三項中「となり、これ」を「となつたこと」に改める。

第二十二条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午後十時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「までの間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤

務をした管理職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額」を削る。
第二十二條の三第二項中「、第十四條並びに第十四條の二」を「並びに第十四條」に改める。

第二十三條第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同條第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に改める。

第二十四條第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に改める。

別表第四の三級地の項中「甘楽郡 南牧村」を削り、同表備考中「平成二十七年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

（群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四條 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第七項中「、第十四條並びに第十四條の二」を「並びに第十四條」に改める。

（群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第五條 群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年群馬県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「である者」の下に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五條第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同條第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第三項において同じ。）を除く。）」を加え、「百分の四」を「百分の十」に改め、同條第三項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の一項を加える。

3 次の表の上欄に掲げる期間における第三條第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
-----------------------	------

令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

（群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第六条 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「フルタイム公立学校等会計年度任用職員として採用された日の属する会計年度の四月一日において現に施行されている」を削る。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

第六条の二第二項中「百分の百五」を「百分の百六・二五」に改める。

第八条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び第五条並びに附則第四条の規定 令和八年一月一日
- 二 第三条、第四条及び第六条並びに附則第五条の規定 令和八年四月一日
- 2 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例（次項及び附則第三条において「改正後の給与条例」という。）別表第一から別表第三までの規定は、令和七年四月一日から適用する。

- 3 改正後の給与条例第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条第二項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（適用日前の異動者等の号給の調整）

第二条 令和七年四月一日（以下この条において「適用日」という。）前に職務の級

を異にして異動した学校職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員の適用日における号給については、当該学校職員が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第三条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（指導改善研修被認定者に関する経過措置）

第四条 附則第一条第一項第一号に掲げる施行の日（以下「第一号施行日」という。）前に教育公務員特例法第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて第一号施行日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の適用については、第五条の規定による改正後の同条例第三条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。（寒冷地手当に関する経過措置）

第五条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤学校職員 次に掲げる学校職員のいずれかに該当する学校職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により採用された学校職員を除く。）及び教育委員会が定める学校職員を除く。次号において同じ。）であるものをいう。

イ 第三条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与に関する条例別表第四に掲げる地域に在勤する学校職員

ロ 附則第一条第一項第二号に掲げる施行の日（以下「第二号施行日」という。）の前日において群馬県公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与

条例」という。)第二十五条第一項第二号の規定に基づき教育委員会が定めていた学校又は共同調理場に在勤する学校職員

二 新寒冷地等在勤学校職員 給与条例第二十五条第一項各号に掲げる学校職員のいずれかに該当する学校職員をいう。

三 特定旧寒冷地等在勤学校職員 旧寒冷地等在勤学校職員であつて、新寒冷地等在勤学校職員でないものをいう。

四 継続特定旧寒冷地等在勤学校職員 基準日(給与条例第二十五条第一項に規定する基準日をいい、その属する月が令和八年十一月から令和十年三月までのものに限る。以下この条において同じ。)において特定旧寒冷地等在勤学校職員である者のうち、第二号施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤学校職員であつた者をいう。

五 みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤学校職員につき、第三条の規定による改正後の給与条例別表第四に規定する三級地をその地域の区分(給与条例第二十五条第二項に規定する地域の区分をいう。)と、基準日におけるその基準世帯等区分(当該者の第二号施行日の前日以降における世帯等の区分(同項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。)をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

2 継続特定旧寒冷地等在勤学校職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、給与条例第二十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和八年十一月から令和九年三月まで	三、三〇〇円
令和九年十一月から令和十年三月まで	六、六〇〇円

3 給与条例第二十五条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第四項中「別表第四に

掲げる地域又は第一項第二号の規定により教育委員会が定める学校若しくは共同調理場に在勤する」とあるのは「継続特定旧寒冷地等在勤学校職員であつて」と、同条第五項中「第二項の」とあるのは「群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年群馬県条例第 号）附則第五条第二項の」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤学校職員である者のうち、第二号施行日の前日において旧寒冷地等在勤学校職員であつた者であつて、第二号施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤学校職員又は特定旧寒冷地等在勤学校職員であつたもの（前二項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、給与条例第二十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（人事委員会への協議）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議して、教育委員会が定める。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 職員の給与改定等を行うとするものである。

第百七十九号議案

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十三年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第一号中「一日の勤務時間の」の下に「全部若しくは」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うおうとするものである。

第百八十号議案

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年群馬県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号の表四万発電所の項中「五、〇〇〇キロワット」を「四、九九〇キロワット」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 四万発電所の最大出力を変更しようとするものである。

第百八十一号議案

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部 を改正する条例

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十四年群馬県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「一日の勤務時間の」の下に「全部若しくは」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第182号議案

指定管理者の指定について

別表のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和7年11月21日提出

群馬県知事 山 本 一 太

<別表>

公の施設の名称及び所在地	指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定の期間
県立自然史博物館附帯ホール 富岡市上黒岩１６７４番地１	富岡市 富岡市富岡１４６０番地１ 富岡市長 榎本 義法	令和８年４月１日から 令和１１年３月３１日まで
おうらの森 邑楽郡邑楽町大字中野地内	J A 邑楽館林千代田町緑化組合 邑楽郡邑楽町大字狸塚３７７番地５ 組合長 高橋 修一	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
県立日本絹の里 高崎市金古町８８８番地１	公益財団法人群馬県蚕糸振興協会 高崎市金古町８８８番地１ 理事長 反町 敦	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
群馬コンベンションセンター 高崎市岩押町１２番２４号	Gメッセ運営共同事業体 東京都千代田区三番町２番地 代表者 株式会社コンベンションリンクージ 代表取締役 平位 博昭 構成者 株式会社群成舎 代表取締役 芝崎 勝治 AL S O K群馬株式会社 代表取締役社長 浦 友治 鹿島建物総合管理株式会社 代表取締役社長 山本 和雄 コーエィ株式会社 代表取締役 関口 典明	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
観音山ファミリーパーク 高崎市寺尾町地内	特定非営利活動法人K F P 友の会 高崎市寺尾町１０６４番地３０観音山ファミ リーパーク内 理事長 高田 博一	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
多々良沼公園 館林市松沼町地内ほか	J A 邑楽館林千代田町緑化組合 邑楽郡邑楽町大字狸塚３７７番地５ 組合長 高橋 修一	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで

第183号議案

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年群馬県条例第25号）第2条の規定により議決を求める。

名 称	道路メンテナンス 浜岩橋上部工製作架設工事
工 事 場 所	国道146号 吾妻郡長野原町大字羽根尾 ～ 古森 地内
契 約 金 額	699,556,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	高崎市栄町2-10 きむらビル3 三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社 群馬営業所 所長 金井 大輔

令和7年11月21日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第184号議案

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年群馬県条例第25号）第2条の規定により議決を求める。

名 称	社会資本総合整備 多胡橋上部工工事
工 事 場 所	主要地方道 高崎神流秩父線（矢田工区） 高崎市吉井町岩崎 外地内
契 約 金 額	1,772,650,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	高崎市東町158-20 ピーエス・高橋多胡橋上部工工事特定建設工事共同企業体 代表者 ピーエス・コンストラクション株式会社群馬営業所 所長 前木 浩利 構成員 高橋建設株式会社 代表取締役社長 高橋 鎮男

令和7年11月21日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 185 号議案

請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

令和 5 年第 3 回後期定例県議会で議決された道路改築（仮称）箱島 I C 橋上部工製作架設
工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、群馬県議会の議決に付すべ
き契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年群馬県条例第 25 号）第 2 条の規
定により議決を求める。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	1,978,526,000 円	2,076,449,000 円

令和 7 年 11 月 21 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 186 号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）の規定に基づき、令和 8 年度において
180 億円の範囲内で当せん金付証票を発売するものとする。

令和 7 年 11 月 21 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

予 算 説 明 書

令和 7年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第5号)

1 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税	142,400,000	5,320,212	147,720,212
9 国 庫 支 出 金	95,841,591	1,067,089	96,908,680
11 寄 附 金	791,053	206,000	997,053
12 繰 入 金	65,635,853	33,763	65,669,616
13 繰 越 金	4,169,983	261,480	4,431,463
歳 入 合 計	816,981,554	6,888,544	823,870,098

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	県 債	その他	
1 議 会 費	1,709,880	11,930	1,721,810				11,930
2 知 事 戦 略 費	10,828,548	150,058	10,978,606			103,000	47,058
3 総 務 費	39,777,921	336,887	40,114,808	52,346			284,541
4 地 域 創 生 費	10,300,911	50,875	10,351,786				50,875
5 生 活 も こ 費	48,684,821	74,513	48,759,334				74,513
6 健 康 福 祉 費	133,264,990	387,969	133,652,959	152,786		33,763	201,420
7 環 境 森 林 費	18,553,028	63,833	18,616,861				63,833
8 労 働 費	2,122,630	21,069	2,143,699				21,069

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	県 債	その他	
9 農 政 費	22,497,020	177,955	22,674,975				177,955
10 産 業 経 済 費	12,617,240	46,550	12,663,790				46,550
11 県 土 整 備 費	71,066,077	485,827	71,551,904				485,827
12 警 察 費	48,781,905	1,026,589	49,808,494				1,026,589
13 教 育 費	173,268,945	4,054,489	177,323,434	861,957			3,192,532
歳 出 合 計	816,981,554	6,888,544	823,870,098	1,067,089		136,763	5,684,692

第 5 款 地方交付税

(単位 千円)

- 128 -

第 9 款 国庫支出金

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国 庫 負 担 金	54,408,238	992,235	55,400,473			
3 健 康 福 祉 費 国 庫 負 担 金	6,003,580	130,278	6,133,858	2 地 域 福 祉 費 負 担	130,278	○ 生活保護費
8 教 育 費 国 庫 負 担 金	28,647,190	861,957	29,509,147	2 義 務 教 育 費 負 担	770,536	○ 小学校職員費 469,768
				3 特 別 支 援 学 校 費 負 担	91,421	○ 中学校職員費 300,768
2 国 庫 補 助 金	39,534,936	74,854	39,609,790			
2 総 務 費 国 庫 補 助 金	6,442,656	52,346	6,495,002	1 総 務 管 理 費 補 助	52,346	○ 地方創生臨時交付金
5 健 康 福 祉 費 国 庫 補 助 金	4,391,466	22,508	4,413,974	2 医 務 費 補 助	22,508	○ 地域医療介護総合確保基金積立費

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 寄 附 金	791,053	206,000	997,053			
1 一 般 寄 附 金	697,616	206,000	903,616	1 一 般 寄 附	206,000	

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 基 金 繰 入 金	62,115,659	33,763	62,149,422			
8 地域医療介護総合確保基金繰入金	4,176,816	33,763	4,210,579	1 地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金 繰 入 金	33,763	

第 13 款 繰越金

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	4,169,983	261,480	4,431,463			
1 繰越金	4,169,983	261,480	4,431,463	1 繰越金	261,480	

3 歳 出

第 1 款 議会費

(単位 千円)

[illegible]

第 2 款 知事戦略費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 知 事 戦 略 管 理 費	1,146,631	118,463	1,265,094					寄附 103,000	15,463	
1 知 事 戦 略 管 理 費	655,359	15,463	670,822	2 給 料	8,414				15,463	
				3 職員手当等	5,712	職 員 給 与	15,463		15,463	
				4 共 済 費	1,337					
2 戦 略 企 画 推 進 費	435,930	103,000	538,930	11 役 務 費	1,255			寄附 103,000		
				12 委 託 料	38,153	未 来 創 生	103,000	寄附 103,000		・ 委 託 料 38,153
				13 使 用 料 及 び 賃 借 料	63,592					
2 メ デ ィ ア プ ロ モ ー シ ョ ン 費	751,821	5,475	757,296						5,475	
1 メ デ ィ ア プ ロ モ ー シ ョ ン 総 務 費	165,391	5,475	170,866	2 給 料	3,128				5,475	
				3 職員手当等	1,873	職 員 給 与	5,475		5,475	
				4 共 済 費	474					
3 エ ン タ ー テ イ ン メ ン ト ・ コ ン テ ン ツ 費	697,021	3,676	700,697						3,676	
1 エ ン タ ー テ イ ン メ ン ト ・ コ ン テ ン ツ 総 務 費	82,460	3,676	86,136	2 給 料	2,051				3,676	
				3 職員手当等	1,297	職 員 給 与	3,676		3,676	
				4 共 済 費	328					
4 デ ジ タ ル ト ラ ン ス フ ォ ー メ ー シ ョ ン 費	2,577,721	8,375	2,586,096						8,375	
1 デ ジ タ ル ト ラ ン ス フ ォ ー メ ー シ ョ ン 総 務 費	291,240	8,375	299,615	2 給 料	4,747				8,375	
				3 職員手当等	2,912	職 員 給 与	8,375		8,375	
				4 共 済 費	716					

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
5 グリーンイノベーション推進費	3,637,242	4,892	3,642,134						4,892	
1 グリーンイノベーション総務費	171,616	4,892	176,508	2 給 料	2,785				4,892	
				3 職員手当等	1,700	職 員 給 与	4,892		4,892	
				4 共 済 費	407					
6 交通インフラ推進費	1,593,127	5,054	1,598,181						5,054	
1 交通インフラ総務費	122,855	5,054	127,909	2 給 料	3,207				5,054	
				3 職員手当等	1,275	職 員 給 与	5,054		5,054	
				4 共 済 費	572					
7 地域外交費	424,985	4,123	429,108						4,123	
1 地域外交総務費	127,064	4,123	131,187	2 給 料	2,375				4,123	
				3 職員手当等	1,401	職 員 給 与	4,123		4,123	
				4 共 済 費	347					

第 3 款 総務費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 総 務 管 理 費	20,545,646	247,064	20,792,710					国庫 52,346	194,718	
1 総 務 管 理 費	423,552	57,699	481,251	2 給 料	2,994			国庫 52,346	5,353	
				3 職員手当等	1,893	職 員 給 与	5,353		5,353	
				4 共 済 費	466	コンプライアンス・行政管理推進	52,346	国庫 52,346		・ 交 付 金 52,346
				18 負担金補助及び交付金	52,346					
2 人 事 管 理 費	6,463,044	140,655	6,603,699	2 給 料	19,556				140,655	
				3 職員手当等	118,452	職 員 給 与	30,621		30,621	
				4 共 済 費	2,647	給 与 管 理	110,034		110,034	
3 財 政 管 理 費	5,701,131	4,014	5,705,145	2 給 料	2,255				4,014	
				3 職員手当等	1,411	職 員 給 与	4,014		4,014	
				4 共 済 費	348					
4 財 産 管 理 費	5,849,583	7,678	5,857,261	2 給 料	4,385				7,678	
				3 職員手当等	2,637	職 員 給 与	7,678		7,678	
				4 共 済 費	656					
5 総 務 事 務 管 理 費	741,245	13,562	754,807	2 給 料	10,451				13,562	
				3 職員手当等	2,503	職 員 給 与	13,562		13,562	
				4 共 済 費	608					
6 会 計 管 理 費	545,548	7,039	552,587	2 給 料	3,889				7,039	
				3 職員手当等	2,506	職 員 給 与	7,039		7,039	

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	644					
7 振 興 局 費	821,543	16,417	837,960	2 給 料	9,234				16,417	
				3 職員手当等	5,760	職 員 給 与	16,417		16,417	
				4 共 済 費	1,423					
2 徴 税 費	10,557,262	58,435	10,615,697						58,435	
1 税 務 総 務 費	2,199,294	58,435	2,257,729	2 給 料	33,725				58,435	
				3 職員手当等	19,756	職 員 給 与	58,435		58,435	
				4 共 済 費	4,954					
3 市 町 村 振 興 費	1,156,306	6,392	1,162,698						6,392	
1 市 町 村 振 興 総 務 費	209,673	6,392	216,065	2 給 料	3,537				6,392	
				3 職員手当等	2,284	職 員 給 与	6,392		6,392	
				4 共 済 費	571					
4 選 挙 費	1,116,647	521	1,117,168						521	
1 選 挙 管 理 委 員 会 費	30,751	521	31,272	2 給 料	321				521	
				3 職員手当等	155	選 挙 管 理 委 員 会 運 営	521		521	
				4 共 済 費	45					
5 統 計 費	1,394,763	4,584	1,399,347						4,584	
1 統 計 総 務 費	178,955	4,584	183,539	2 給 料	2,710				4,584	
				3 職員手当等	1,482	職 員 給 与	4,584		4,584	

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	392					
6 危 機 管 理 費	2,794,305	7,101	2,801,406						7,101	
1 危 機 管 理 費	290,816	7,101	297,917	2 給 料	4,035				7,101	
				3 職員手当等	2,455	職 員 給 与	7,101		7,101	
				4 共 済 費	611					
7 消 防 保 安 費	1,896,052	5,140	1,901,192						5,140	
1 消 防 保 安 費	391,396	5,140	396,536	2 給 料	2,943				5,140	
				3 職員手当等	1,754	職 員 給 与	5,140		5,140	
				4 共 済 費	443					
8 人 事 委 員 会 費	146,661	3,551	150,212						3,551	
2 事 務 局 費	139,878	3,551	143,429	2 給 料	1,990				3,551	
				3 職員手当等	1,248	職 員 給 与	3,551		3,551	
				4 共 済 費	313					
9 監 査 委 員 費	170,279	4,099	174,378						4,099	
1 委 員 費	16,739	38	16,777	3 職員手当等	32				38	
				4 共 済 費	6	監 査 委 員 運 営	38		38	
2 事 務 局 費	153,540	4,061	157,601	2 給 料	2,278				4,061	
				3 職員手当等	1,434	職 員 給 与	4,061		4,061	
				4 共 済 費	349					

第 4 款 地域創生費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 地 域 創 生 費	1,048,479	6,524	1,055,003						6,524	
1 地 域 創 生 総 務 費	300,462	6,524	306,986	2 給 料	3,776				6,524	
				3 職員手当等	2,192	職 員 給 与	6,524		6,524	
				4 共 済 費	556					
2 ぐんま暮らし・外 国 人 活 躍 推 進 費	634,385	2,755	637,140						2,755	
1 ぐんま暮らし・外 国 人 活 躍 総 務 費	98,343	2,755	101,098	2 給 料	1,584				2,755	
				3 職員手当等	929	職 員 給 与	2,755		2,755	
				4 共 済 費	242					
3 文 化 振 興 費	3,949,215	25,343	3,974,558						25,343	
1 文 化 振 興 総 務 費	770,172	25,343	795,515	2 給 料	12,940				25,343	
				3 職員手当等	9,411	職 員 給 与	25,343		25,343	
				4 共 済 費	2,992					
4 文 化 財 保 護 費	353,889	4,304	358,193						4,304	
1 文 化 財 保 護 総 務 費	139,812	4,304	144,116	2 給 料	2,416				4,304	
				3 職員手当等	1,430	職 員 給 与	4,304		4,304	
				4 共 済 費	458					
5 ス ポ ー ツ 振 興 費	2,083,733	7,054	2,090,787						7,054	
1 ス ポ ー ツ 振 興 総 務 費	183,016	7,054	190,070	2 給 料	3,512				7,054	
				3 職員手当等	2,985	職 員 給 与	7,054		7,054	

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	557					
6 湯 け む り 国 ス ポ ・ 全 ス ポ ぐ ん ま 準 備 費	2,231,210	4,895	2,236,105						4,895	
1 湯 け む り 国 ス ポ ・ 全 ス ポ ぐ ん ま 準 備 総 務 費	161,540	4,895	166,435	2 給 料	2,893				4,895	
				3 職員手当等	1,749	職 員 給 与	4,895		4,895	
				4 共 済 費	253					

第 5 款 生活こども費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 生 活 こ ど も 費	627,639	7,958	635,597						7,958	
1 生 活 こ ど も 総 務 費	296,301	7,958	304,259	2 給 料	4,421				7,958	
				3 職員手当等	2,855	職 員 給 与	7,958		7,958	
				4 共 済 費	682					
2 こ ども 支 援 費	23,775,156	3,107	23,778,263						3,107	
1 こ ども 支 援 総 務 費	101,205	3,107	104,312	2 給 料	1,791				3,107	
				3 職員手当等	1,039	職 員 給 与	3,107		3,107	
				4 共 済 費	277					
3 私 学 ・ 青 少 年 費	11,821,017	2,782	11,823,799						2,782	
1 私 学 ・ 青 少 年 総 務 費	89,190	2,782	91,972	2 給 料	1,605				2,782	
				3 職員手当等	949	職 員 給 与	2,782		2,782	
				4 共 済 費	228					
4 児 童 福 祉 費	12,098,435	54,853	12,153,288						54,853	
1 児 童 福 祉 総 務 費	1,882,255	54,853	1,937,108	2 給 料	29,937				54,853	
				3 職員手当等	20,146	職 員 給 与	54,853		54,853	
				4 共 済 費	4,770					
5 県 民 活 動 支 援 費	203,378	3,159	206,537						3,159	
1 県 民 活 動 支 援 総 務 費	109,927	3,159	113,086	2 給 料	1,835				3,159	
				3 職員手当等	1,055	職 員 給 与	3,159		3,159	

[illegible]

第 6 款 健康福祉費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 健 康 福 祉 費	2,706,537	64,821	2,771,358						64,821	
1 健 康 福 祉 総 務 費	298,426	5,222	303,648	2 給 料	2,959				5,222	
				3 職員手当等	1,823	職 員 給 与	5,222		5,222	
				4 共 済 費	440					
3 保 健 福 祉 事 務 所 費	1,925,673	52,507	1,978,180	2 給 料	30,446				52,507	
				3 職員手当等	17,613	職 員 給 与	52,507		52,507	
				4 共 済 費	4,448					
4 衛 生 環 境 研 究 所 費	326,018	7,092	333,110	2 給 料	3,941				7,092	
				3 職員手当等	2,547	職 員 給 与	7,092		7,092	
				4 共 済 費	604					
2 医 務 費	12,806,949	76,152	12,883,101					国庫 22,508 繰入 33,763	19,881	
1 医 務 総 務 費	245,800	6,827	252,627	2 給 料	3,836				6,827	
				3 職員手当等	2,372	職 員 給 与	6,827		6,827	
				4 共 済 費	619					
2 医 療 整 備 費	5,981,481	33,763	6,015,244	24 積 立 金	33,763			国庫 22,508	11,255	
						地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金 積 立	33,763	国庫 22,508	11,255	
3 看 護 師 等 指 導 養 成 費	487,875	35,562	523,437	18 負担金補助 及び交付金	35,562			繰入 33,763	1,799	
						看 護 師 等 指 導 養 成	35,562	繰入 33,763	1,799	・ 補 助 金 35,562

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
3 感染症・疾病対策費	6,154,755	5,930	6,160,685						5,930	
1 感染症・疾病 対策総務費	217,110	5,930	223,040	2 給 料	3,376				5,930	
				3 職員手当等	2,041	職 員 給 与	5,930		5,930	
				4 共 済 費	513					
4 健康長寿社会 づくり推進費	496,033	3,394	499,427						3,394	
1 健康長寿社会 づくり推進総務費	133,675	3,394	137,069	2 給 料	2,000				3,394	
				3 職員手当等	1,119	職 員 給 与	3,394		3,394	
				4 共 済 費	275					
5 薬 務 費	314,510	3,810	318,320						3,810	
1 薬 務 総 務 費	298,451	3,810	302,261	2 給 料	2,195				3,810	
				3 職員手当等	1,282	職 員 給 与	3,810		3,810	
				4 共 済 費	333					
6 国 保 医 療 費	52,807,254	3,769	52,811,023						3,769	
1 国 保 医 療 総 務 費	134,675	3,769	138,444	2 給 料	2,048				3,769	
				3 職員手当等	1,372	職 員 給 与	3,769		3,769	
				4 共 済 費	349					
7 食 品 ・ 生 活 衛 生 費	1,147,679	19,863	1,167,542						19,863	
1 食 品 ・ 生 活 衛生総務費	716,349	19,863	736,212	2 給 料	11,472				19,863	
				3 職員手当等	6,673	職 員 給 与	19,863		19,863	

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	1,718					
8 地 域 福 祉 費	5,317,159	178,701	5,495,860					国庫 130,278	48,423	
1 地 域 福 祉 総 務 費	168,072	4,997	173,069	2 給 料	2,797				4,997	
				3 職員手当等	1,761	職 員 給 与	4,997		4,997	
				4 共 済 費	439					
3 生 活 保 護 費	3,168,428	173,704	3,342,132	19 扶 助 費	173,704			国庫 130,278	43,426	
						生 活 保 護	173,704	国庫 130,278	43,426	・ 扶 助 費 173,704
9 監 査 指 導 費	155,593	4,363	159,956						4,363	
1 監 査 指 導 総 務 費	152,195	4,363	156,558	2 給 料	2,484				4,363	
				3 職員手当等	1,507	職 員 給 与	4,363		4,363	
				4 共 済 費	372					
10 介 護 高 齢 費	33,281,957	5,011	33,286,968						5,011	
1 介 護 高 齢 総 務 費	168,566	5,011	173,577	2 給 料	2,883				5,011	
				3 職員手当等	1,698	職 員 給 与	5,011		5,011	
				4 共 済 費	430					
11 障 害 政 策 費	18,076,564	22,155	18,098,719						22,155	
1 障 害 政 策 総 務 費	1,391,889	22,155	1,414,044	2 給 料	12,129				22,155	
				3 職員手当等	8,185	職 員 給 与	22,155		22,155	
				4 共 済 費	1,841					

第 7 款 環境森林費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 環 境 政 策 費	1,900,074	32,459	1,932,533						32,459	
1 環 境 政 策 総 務 費	1,283,905	32,459	1,316,364	2 給 料	18,617				32,459	
				3 職員手当等	11,074	職 員 給 与	32,459		32,459	
				4 共 済 費	2,768					
2 環 境 保 全 費	299,075	3,722	302,797						3,722	
1 環 境 保 全 総 務 費	126,586	3,722	130,308	2 給 料	2,110				3,722	
				3 職員手当等	1,290	職 員 給 与	3,722		3,722	
				4 共 済 費	322					
3 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 費	416,395	5,679	422,074						5,679	
1 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 総 務 費	193,349	5,679	199,028	2 給 料	3,211				5,679	
				3 職員手当等	1,977	職 員 給 与	5,679		5,679	
				4 共 済 費	491					
4 自 然 環 境 費	1,940,791	6,098	1,946,889						6,098	
1 自 然 環 境 総 務 費	220,342	6,098	226,440	2 給 料	3,520				6,098	
				3 職員手当等	2,022	職 員 給 与	6,098		6,098	
				4 共 済 費	556					
5 林 政 費	6,084,849	8,140	6,092,989						8,140	
1 林 政 総 務 費	155,901	4,675	160,576	2 給 料	3,017				4,675	
				3 職員手当等	1,193	職 員 給 与	4,675		4,675	

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				4 共 済 費	465					
7 林 業 試 験 場 費	195,328	3,465	198,793	2 給 料	2,246				3,465	
				3 職員手当等	893	職 員 給 与	3,465		3,465	
				4 共 済 費	326					
6 林 業 振 興 費	1,202,086	4,237	1,206,323						4,237	
1 林 業 振 興 総 務 費	159,055	4,237	163,292	2 給 料	2,457				4,237	
				3 職員手当等	1,498	職 員 給 与	4,237		4,237	
				4 共 済 費	282					
7 森 林 保 全 費	6,709,758	3,498	6,713,256						3,498	
1 森 林 保 全 総 務 費	144,885	3,498	148,383	2 給 料	1,995				3,498	
				3 職員手当等	1,201	職 員 給 与	3,498		3,498	
				4 共 済 費	302					

第 8 款 労働費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 労 働 政 策 費	2,019,422	19,076	2,038,498						19,076	
1 労 働 政 策 総 務 費	638,700	19,076	657,776	2 給 料	10,617				19,076	
				3 職員手当等	6,837	職 員 給 与	19,076		19,076	
				4 共 済 費	1,622					
2 労 働 委 員 会 費	103,208	1,993	105,201						1,993	
2 事 務 局 費	68,761	1,993	70,754	2 給 料	1,122				1,993	
				3 職員手当等	701	職 員 給 与	1,993		1,993	
				4 共 済 費	170					

第 9 款 農政費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 農 政 費	5,265,411	93,369	5,358,780						93,369	
1 農 政 総 務 費	3,247,743	93,369	3,341,112	2 給 料	50,179				93,369	
				3 職員手当等	35,462	職 員 給 与	93,369		93,369	
				4 共 済 費	7,728					
2 農 業 構 造 政 策 費	2,248,850	16,370	2,265,220						16,370	
1 農業構造政策総務費	683,677	16,370	700,047	2 給 料	10,635				16,370	
				3 職員手当等	4,074	職 員 給 与	16,370		16,370	
				4 共 済 費	1,661					
3 米 麦 畜 産 費	3,025,225	20,786	3,046,011						20,786	
1 米 麦 畜 産 総 務 費	309,805	11,143	320,948	2 給 料	5,111				11,143	
				3 職員手当等	5,223	職 員 給 与	11,143		11,143	
				4 共 済 費	809					
9 畜 産 試 験 場 費	606,529	9,643	616,172	2 給 料	4,769				9,643	
				3 職員手当等	4,181	職 員 給 与	9,643		9,643	
				4 共 済 費	693					
4 野 菜 花 き 費	2,001,332	23,604	2,024,936						23,604	
1 野菜花き総務費	200,361	5,836	206,197	2 給 料	3,279				5,836	
				3 職員手当等	2,029	職 員 給 与	5,836		5,836	
				4 共 済 費	528					

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
7 農業技術センター費	792,626	17,768	810,394	2 給 料	10,038				17,768	
				3 職員手当等	6,266	職 員 給 与	17,768		17,768	
				4 共 済 費	1,464					
5 蚕 糸 特 産 費	1,649,451	14,585	1,664,036						14,585	
1 蚕 糸 特 産 総 務 費	255,767	7,057	262,824	2 給 料	4,001				7,057	
				3 職員手当等	2,443	職 員 給 与	7,057		7,057	
				4 共 済 費	613					
7 蚕 糸 技 術 セ ン タ ー 費	233,271	3,814	237,085	2 給 料	2,173				3,814	
				3 職員手当等	1,320	職 員 給 与	3,814		3,814	
				4 共 済 費	321					
8 水 産 試 験 場 費	191,717	3,714	195,431	2 給 料	2,069				3,714	
				3 職員手当等	1,325	職 員 給 与	3,714		3,714	
				4 共 済 費	320					
6 め ぐ ん だ ま づ け 費	751,393	3,487	754,880						3,487	
1 め ぐ ん だ ま づ け 総 務 費	119,199	3,487	122,686	2 給 料	1,975				3,487	
				3 職員手当等	1,212	職 員 給 与	3,487		3,487	
				4 共 済 費	300					
7 農 村 整 備 費	7,555,358	5,754	7,561,112						5,754	
1 農 村 整 備 総 務 費	747,730	5,754	753,484	2 給 料	3,221				5,754	

[illegible]

第 10 款 産業経済費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 産 業 政 策 費	5,327,165	7,432	5,334,597						7,432	
1 産 業 政 策 総 務 費	304,912	7,432	312,344	2 給 料	4,199				7,432	
				3 職員手当等	2,603	職 員 給 与	7,432		7,432	
				4 共 済 費	630					
2 未 来 投 資 ・ デ ジ タ ル 産 業 費	779,329	4,547	783,876						4,547	
1 未 来 投 資 ・ デ ジ タ ル 産 業 総 務 費	157,110	4,547	161,657	2 給 料	2,580				4,547	
				3 職員手当等	1,572	職 員 給 与	4,547		4,547	
				4 共 済 費	395					
3 地 域 企 業 支 援 費	4,446,280	23,885	4,470,165						23,885	
1 地 域 企 業 支 援 総 務 費	217,767	6,050	223,817	2 給 料	3,519				6,050	
				3 職員手当等	2,015	職 員 給 与	6,050		6,050	
				4 共 済 費	516					
5 産 業 技 術 セ ン タ ー 費	1,013,847	14,055	1,027,902	2 給 料	8,082				14,055	
				3 職員手当等	4,809	職 員 給 与	14,055		14,055	
				4 共 済 費	1,164					
6 繊 維 工 業 試 験 場 費	206,485	3,780	210,265	2 給 料	2,128				3,780	
				3 職員手当等	1,335	職 員 給 与	3,780		3,780	
				4 共 済 費	317					

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
4 観 光 リ ト リ ー 費	1,008,328	5,517	1,013,845						5,517	
1 観 光 リ ト リ ー 費	211,370	5,517	216,887	2 給 料	3,161				5,517	
				3 職員手当等	1,860	職 員 給 与	5,517		5,517	
				4 共 済 費	496					
5 e スポーツ・ク リ エ イ テ ィ ブ 推 進 費	1,056,138	5,169	1,061,307						5,169	
1 e スポーツ・ク リ エ イ テ ィ ブ 推 進 費	163,110	5,169	168,279	2 給 料	3,240				5,169	
				3 職員手当等	1,879	職 員 給 与	5,169		5,169	
				4 共 済 費	50					

第 1 1 款 県土整備費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 土 木 管 理 費	5,455,655	177,827	5,633,482						177,827	
1 土 木 総 務 費	4,467,802	177,827	4,645,629	2 給 料	99,842				177,827	
				3 職員手当等	62,487	職 員 給 与	177,827		177,827	
				4 共 済 費	15,498					
4 河 川 費	7,046,411	308,000	7,354,411						308,000	
2 河 川 改 良 費	6,123,736	308,000	6,431,736	12 委 託 料	308,000				308,000	
						河 川 維 持 補 修	308,000		308,000	・ 委 託 料 308,000

[illegible]

第 13 款 教育費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 教 育 総 務 費	28,936,639	357,549	29,294,188						357,549	
2 事 務 局 費	10,210,326	116,502	10,326,828	2 給 料	63,715				116,502	
				3 職員手当等	48,415	職 員 給 与	116,502		116,502	
				4 共 済 費	4,372					
8 職 員 厚 生 費	11,398,884	241,047	11,639,931	3 職員手当等	241,047				241,047	
						教 職 員 退 職 手 当	241,047		241,047	
2 小 学 校 費	54,348,987	1,591,538	55,940,525					国庫 469,768	1,121,770	
1 小 学 校 費	54,348,987	1,591,538	55,940,525	2 給 料	993,200			国庫 469,768	1,121,770	
				3 職員手当等	539,171	教 職 員 給 与	1,591,538	国庫 469,768	1,121,770	
				4 共 済 費	59,167					
3 中 学 校 費	32,451,869	935,834	33,387,703					国庫 300,768	635,066	
1 中 学 校 費	32,451,869	935,834	33,387,703	2 給 料	582,222			国庫 300,768	635,066	
				3 職員手当等	318,258	教 職 員 給 与	935,834	国庫 300,768	635,066	
				4 共 済 費	35,354					
4 高 等 学 校 費	30,322,139	731,833	31,053,972						731,833	
1 高 等 学 校 費	29,318,198	731,833	30,050,031	2 給 料	448,153				731,833	
				3 職員手当等	256,263	教 職 員 給 与	731,833		731,833	
				4 共 済 費	27,417					
5 特 別 支 援 学 校 費	15,502,174	437,735	15,939,909					国庫 91,421	346,314	

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 特 別 支 援 学 校 費	14,889,759	437,735	15,327,494	2 給 料	239,168			国庫 91,421	346,314	
				3 職員手当等	185,351	教 職 員 給 与	437,735	国庫 91,421	346,314	
				4 共 済 費	13,216					

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

(企業、病院、流域下水道会計を除く)

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率 (月分)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計			
補正後	長 等	3		41,160	17,408 3.50月分			5,470	64,038	8,065	72,103	
	議 員	50	500,880		211,831 3.50月分				712,711	61,711	774,422	
	その他の特別職	54	77,483	5,340	2,259 3.50月分			24	85,106	1,517	86,623	
	計	107	578,363	46,500	231,498			5,494	861,855	71,293	933,148	
補正前	長 等	3		41,160	17,159 3.45月分			5,470	63,789	8,051	71,840	
	議 員	50	500,880		208,805 3.45月分				709,685	61,711	771,396	
	その他の特別職	54	77,483	5,340	2,227 3.45月分			24	85,074	1,511	86,585	
	計	107	578,363	46,500	228,191			5,494	858,548	71,273	929,821	
比 較	長 等				249 0.05月分				249	14	263	
	議 員				3,026 0.05月分				3,026		3,026	
	その他の特別職				32 0.05月分				32	6	38	
	計				3,307				3,307	20	3,327	

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	27,210	4,978,325	104,960,294	78,195,623	188,134,242	35,544,137	223,678,379	
補 正 前	27,210	4,978,325	101,561,447	75,726,746	182,266,518	35,233,019	217,499,537	
比 較			3,398,847	2,468,877	5,867,724	311,118	6,178,842	

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	特 殊 勤 務 手 当	特 地 勤 務 手 当	へ き 地 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	夜 間 勤 務 手 当
	補 正 後	2,249,524	3,147,554	1,275,028	74,006	2,390,960	30,258	1,173,041	13,748	42,081	3,939,943	671,816	222,642
	補 正 前	2,249,524	2,983,649	1,275,028	73,383	2,390,960	30,258	1,172,724	7,101	40,657	3,819,526	671,816	215,364
	比 較		163,905		623			317	6,647	1,424	120,417		7,278

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	762,605	1,403,549	14,851	24,874,337	20,528,007	55,008	887,627	98,763	184,844	35,431	14,120,000
	補 正 前	738,335	1,403,549	14,851	23,901,033	19,686,464	55,008	894,615	95,678	179,040	34,431	13,793,752
	比 較	24,270			973,304	841,543		△ 6,988	3,085	5,804	1,000	326,248

会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	23,897		104,827,798	76,953,052	181,780,850	34,779,390	216,560,240	
補 正 前	23,897		101,428,951	74,484,175	175,913,126	34,468,272	210,381,398	
比 較			3,398,847	2,468,877	5,867,724	311,118	6,178,842	

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	特 殊 勤 務 手 当	特 地 勤 務 手 当	へ き 地 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	夜 間 勤 務 手 当
	補 正 後	2,249,524	3,143,840	1,275,028	74,006	2,386,625	30,258	1,173,041	13,748	42,081	3,939,943	671,816	222,642
	補 正 前	2,249,524	2,979,935	1,275,028	73,383	2,386,625	30,258	1,172,724	7,101	40,657	3,819,526	671,816	215,364
	比 較		163,905		623			317	6,647	1,424	120,417		7,278

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	762,605	1,403,549	14,851	24,169,415	19,998,407	55,008	887,627	98,763	184,844	35,431	14,120,000
	補 正 前	738,335	1,403,549	14,851	23,196,111	19,156,864	55,008	894,615	95,678	179,040	34,431	13,793,752
	比 較	24,270			973,304	841,543		△ 6,988	3,085	5,804	1,000	326,248

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額（千円）	増減額の増減事由別内訳（千円）		説 明	備 考
給 料	3,398,847	給料の増加分	3,398,847	職員の給与改定等による本年度給料月額を増加分	
職 員 手 当	2,468,877	職員手当の増加分	2,468,877	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額（千円）	増減額の増減事由別内訳（千円）		説 明	備 考
給 料	3,398,847	1 給与改定等に伴う増加分	3,398,847	職員の給与改定等による本年度給料月額を増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 3.2% 実施時期 令和7年4月1日
職 員 手 当	2,468,877	1 給与改定等に伴う増減分	2,468,877	期末手当の増加分 973,304千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.525月分 (2.50月分) { 6月期 1.2625月分 (1.25月分) 12月期 1.2625月分 (1.25月分) } ただし令和7年度は { 6月期 従前どおり (1.25月分) 12月期 1.275月分 (1.25月分) }
				勤勉手当の増加分 841,543千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.125月分 (2.10月分) { 6月期 1.0625月分 (1.05月分) 12月期 1.0625月分 (1.05月分) } ただし令和7年度は { 6月期 従前どおり (1.05月分) 12月期 1.075月分 (1.05月分) }
				その他手当の増加分 (1) 退職手当分 326,248千円 (2) その他手当分 327,782千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増等 地域手当、時間外勤務手当等

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与(令和7年10月1日現在)

区 分		一般行政職	公安職	小・中学校教育職	高等学校教育職	技能労務職
補正後	平均給料月額(円)	343,823	356,209	363,644	370,752	301,300
	平均年齢(歳)	43.4	39.8	43.7	46.0	53.1
補正前	平均給料月額(円)	333,148	344,754	352,322	359,761	292,300
	平均年齢(歳)	43.4	39.8	43.7	46.0	53.1

イ 級別職員数

区 分	級	一般行政職		公安職		小・中学校教育職		高等学校教育職		技能労務職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1 級	520	11.3	401	11.6	3	0.0	195	4.6	0	0.0
	2 級	579	12.6	514	14.8	8,975	90.9	3,840	90.8	1	100.0
	3 級	1,209	26.3	886	25.6	458	4.6	109	2.6	0	0.0
	4 級	560	12.2	749	21.6	443	4.5	85	2.0		
	5 級	881	19.2	673	19.4						
	6 級	643	14.0	131	3.8						
	7 級	151	3.3	45	1.3						
	8 級	25	0.6	46	1.3						
	9 級	22	0.5	22	0.6						
	計	4,590	100.0	3,467	100.0	9,879	100.0	4,229	100.0	1	100.0

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)		
補正後	2.300	2.350	4.65	
補正前	2.300	2.300	4.60	
国の制度	2.300	2.350	4.65	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの

支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	県 債	そ の 他	
県立自然史博物館附帯ホールの管理及び運営に関する協定	68,739			令和 8年度から 令和10年度まで	68,739				68,739
大沼キャンプフィールド及び赤城ビジターセンターの管理及び運営に関する協定	150,000			令和 8年度から 令和17年度まで	150,000				150,000
おうらの森の管理及び運営に関する協定	76,765			令和 8年度から 令和12年度まで	76,765				76,765
単独公共治山委託契約	47,000			令和 8年度	47,000			4,700	42,300
単独公共治山工事請負契約	153,000			令和 8年度	153,000			15,300	137,700
県立日本絹の里の管理及び運営に関する協定	550,900			令和 8年度から 令和12年度まで	550,900				550,900
単独道路維持修繕委託契約	484,000			令和 8年度	484,000				484,000
単独道路維持修繕工事請負契約	6,000			令和 8年度	6,000				6,000
単独地域道路管理委託契約	800,000			令和 8年度	800,000				800,000
河川維持補修委託契約	510,000			令和 8年度	510,000				510,000
敷島公園新水泳場整備運営事業契約	13,000			令和 8年度から 令和25年度まで	13,000	6,500		902	5,598
観音山ファミリーパークの管理及び運営に関する協定	407,785			令和 8年度から 令和12年度まで	407,785			3,850	403,935
多々良沼公園の管理及び運営に関する協定	193,180			令和 8年度から 令和12年度まで	193,180				193,180

令和7年度群馬県流域下水道事業会計補正予算実施計画(第1号)

収益的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 流域下水道事業費用			10,932,075	8,651	10,940,726	
	1 営 業 費 用		10,686,969	8,651	10,695,620	
		1 奥利根処理区事業費	894,009	780	894,789	○人件費
		2 県央処理区事業費	6,456,553	2,339	6,458,892	○人件費
		3 桐生処理区事業費	1,268,730	282	1,269,012	○人件費
		4 西邑楽処理区事業費	929,535	323	929,858	○人件費
		9 一 般 管 理 費	154,177	4,927	159,104	○人件費

資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 流域下水道事業資本的支出			5,188,199	2,996	5,191,195	
	1 建設改良費		3,928,826	2,996	3,931,822	
		13 建設事務費	144,716	2,996	147,712	○人件費

令和7年度群馬県流域下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△66,902
減価償却費	5,378,659
固定資産除却損	34,968
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,636
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△397
長期前受金戻入額	△4,287,991
受取利息及び受取配当金	△1,388
支払利息	244,806
有形固定資産売却損益 (△は益)	300
未収金の増減額 (△は増加)	156,716
未払金の増減額 (△は減少)	△956,099
預り金の増減額 (△は減少)	△1,652
小計	498,384
利息及び配当金の受取額	1,388
利息の支払額	△244,806
業務活動によるキャッシュ・フロー	254,966
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,526,933
無形固定資産の取得による支出	△92,726
国庫補助金による収入	2,303,821
工事費負担金による収入	850,305
一般会計からの繰入金による収入	23,051
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,442,482

区 分	金 額
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,598,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,259,373
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>338,627</u>
資金増加額（又は減少額）	△848,889
資金期首残高	<u>3,020,887</u>
資金期末残高	<u><u>2,171,998</u></u>

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		49	6,153	206,067	128,891	341,111	69,683	410,794
補 正 前		49	6,153	199,998	124,268	330,419	68,728	399,147
比 較				6,069	4,623	10,692	955	11,647

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	7,166	6,122	3,798	6,294	125	10,580	141	3,694
	補 正 前	7,166	5,939	3,798	6,294	125	9,688	141	3,694
	比 較		183				892		
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)				
	補 正 後	60	49,913	40,936	62				
	補 正 前	60	47,985	39,316	62				
	比 較		1,928	1,620					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		45		206,067	127,557	333,624	68,707	402,331
補 正 前		45		199,998	122,934	322,932	67,752	390,684
比 較				6,069	4,623	10,692	955	11,647

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	7,166	6,122	3,798	6,294	125	10,580	141	3,694
	補 正 前	7,166	5,939	3,798	6,294	125	9,688	141	3,694
	比 較		183				892		
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)				
	補 正 後	60	49,188	40,327	62				
	補 正 前	60	47,260	38,707	62				
	比 較		1,928	1,620					

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	6,069	1 給料の増加分	6,069	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分	
手 当	4,623	1 手当の増加分	4,623	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	6,069	1 給与改定に伴う増加分	6,069	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分	給与改定の状況 本年度 { 全 給 料 表 の 改 定 率 3.2% 実 施 時 期 令和7年4月1日
手 当	4,623	1 給与改定に伴う増加分	4,623	期末手当の増加分 1,928千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.525月分 (2.50月分) 〔 6月期 1.2625月分 (1.25月分) 〕 〔 12月期 1.2625月分 (1.25月分) 〕 ただし令和7年度は 〔 6月期 従前どおり (1.25月分) 〕 〔 12月期 1.275月分 (1.25月分) 〕
				勤勉手当の増加分 1,620千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.125月分 (2.10月分) 〔 6月期 1.0625月分 (1.05月分) 〕 〔 12月期 1.0625月分 (1.05月分) 〕 ただし令和7年度は 〔 6月期 従前どおり (1.05月分) 〕 〔 12月期 1.075月分 (1.05月分) 〕
				その他手当の増加分 1,075千円 (1) その他手当分 1,075千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う 手当額の増 地域手当、時間外勤務手当

3 給料及び手当の状況

(1) 職員 1 人当たり給与 (07.10.1現在)

区 分		事 務 ・ 技 術 (行 政 職)
補 正 後	平 均 給 料 月 額 (円)	365,822
	平 均 年 齢 (歳)	46.3
補 正 前	平 均 給 料 月 額 (円)	354,465
	平 均 年 齢 (歳)	46.3

(2) 級別職員数

区 分	行 政 職		
	行 級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
07年10月 1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	3	6.7
	6 級	3	6.7
	5 級	17	37.7
	4 級	7	15.6
	3 級	11	24.4
	2 級	3	6.7
	1 級	1	2.2
	計	45	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)		
補 正 後	2.300	2.350	4.65	
補 正 前	2.300	2.300	4.60	
一 般 会 計 の 制 度	2.300	2.350	4.65	

令和 7 年度群馬県流域下水道事業予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

資 産 の 部		(単位 千円)	
科 目	金 額		
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 奥 利 根 処 理 区	8,061,007		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,474,772</u>	5,586,235	
ロ 県 央 処 理 区	77,864,799		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△17,615,441</u>	60,249,358	
ハ 桐 生 処 理 区	14,945,142		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△3,873,303</u>	11,071,839	
ニ 西 邑 楽 処 理 区	15,031,020		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,971,314</u>	12,059,706	
ホ 新 田 処 理 区	14,636,883		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△3,011,602</u>	11,625,281	
ヘ 佐 波 処 理 区	19,403,350		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,924,602</u>	16,478,748	
ト 本 局		110	
有 形 固 定 資 産 合 計		117,071,277	
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 奥 利 根 処 理 区		9,128	
ロ 県 央 処 理 区		42,765	
ハ 桐 生 処 理 区		12,766	
ニ 西 邑 楽 処 理 区		10,037	
ホ 新 田 処 理 区		10,037	
ヘ 佐 波 処 理 区		<u>13,675</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計		98,408	

科 目	金 額		
(3) 投資その他の資産 イ 投資その他の資産 投資その他の資産合計		17	17
(4) 固定資産仮勘定 イ 建設仮勘定 固定資産仮勘定合計 固定資産合計	1,740,223	1,740,223	118,909,925
2 流動資産			
(1) 現金預金		2,171,998	
(2) 未収金 流動資産合計 資産合計		287,472	2,459,470 121,369,395

負 債 の 部

科 目	金 額		
3 固定負債			
(1) 企業債 イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債 企業債合計	16,281,346	16,281,346	
(2) その他固定負債 固定負債合計		10,000	16,291,346
4 流動負債			
(1) 企業債 イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債 企業債合計	1,272,473	1,272,473	
(2) 未払金		881,459	

科 目	金			額
(3) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		26,017		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		<u>5,250</u>		
引 当 金 合 計			<u>31,267</u>	
流動 負 債 合 計				2,185,199
5 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金		110,049,114		
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△26,188,211</u>	<u>83,860,903</u>	
繰 延 収 益 合 計				<u>83,860,903</u>
負 債 合 計				<u>102,337,448</u>

資 本 の 部

科 目	金			額
6 資 本 金				9,002,196
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 国 庫 補 助 金		6,038,385		
ロ 他 会 計 補 助 金		312,107		
ハ 工 事 費 負 担 金		2,588,949		
ニ 受 贈 財 産 評 価 額		<u>56,618</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			8,996,059	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>1,033,692</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>1,033,692</u>	
剰 余 金 合 計				<u>10,029,751</u>
資 本 合 計				<u>19,031,947</u>
負 債 ・ 資 本 合 計				121,369,395

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 2～60年

機械及び装置 5～50年

器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給については、一般会計が全額を負担することとしているため、計上していない。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

Ⅱ. 予定貸借対照表関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は10,750,118千円である。

Ⅲ. セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、セグメントは設けていない。

令和 7 年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画(第 3 号)

収益的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 電 気 事 業 費 用			9, 215, 994	44, 512	9, 260, 506	
	1 営 業 費 用		8, 825, 461	44, 512	8, 869, 973	
		1 水 力 発 電 費	7, 324, 221	26, 389	7, 350, 610	○人件費
		3 一 般 管 理 費	1, 349, 834	18, 123	1, 367, 957	○人件費

資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 電 気 事 業 資 本 的 支 出			11, 455, 485	4, 254	11, 459, 739	
	1 建 設 改 良 費		7, 784, 845	4, 254	7, 789, 099	
		1 霧 積 発 電 所 費 建 設	9, 621	328	9, 949	○人件費
		4 四 万 発 電 所 費 設 備 更 新	69, 212	1, 863	71, 075	○人件費
		5 白 沢 発 電 所 費 設 備 更 新	1, 936, 799	1, 741	1, 938, 540	○人件費
		6 関 根 発 電 所 費 設 備 更 新	1, 213, 117	322	1, 213, 439	○人件費

令和7年度群馬県電気事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	1,361,907
減価償却費	1,548,900
固定資産除却損	72,159
事業外固定資産管理費(減価償却・除却)	63,992
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△51,133
賞与引当金の増減額(△は減少)	6,863
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	353
特別修繕引当金の増減額(△は減少)	1,119,967
長期前受金戻入額	△41,774
受取利息及び受取配当金	△17,675
支払利息	4,048
未収金の増減額(△は増加)	△23,228
その他流動資産の増減額(△は増加)	562,610
未払金の増減額(△は減少)	△1,337,710
未払費用の増減額(△は減少)	△461,478
預り金の増減額(△は減少)	△11,019
小計	2,796,782
利息及び配当金の受取額	17,675
利息の支払額	△4,048
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,810,409

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,782,180
建設仮勘定	△10,542,242
開発調査費	△160,000
長期貸付金の回収による収入	341,111
長期貸付金による支出	△1,249,748
投資有価証券の取得による支出	△1,000,000
利益剰余金の繰出による支出	△1,276,352
予備費	△100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,769,411
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,500,000
一時借入金の返済による支出	△2,500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△43,638
財務活動によるキャッシュ・フロー	△43,638
資金増加額（又は減少額）	△15,002,640
資金期首残高	39,336,666
資金期末残高	24,334,026

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	1	193		763,002	555,492	1,318,494	248,654	1,567,148
補 正 前	1	193		741,543	535,654	1,277,197	241,185	1,518,382
比 較				21,459	19,838	41,297	7,469	48,766

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	16,626	20,241	10,620	30,803	4,746	465	49,299	311	3,848
	補 正 前	16,626	19,963	10,620	30,803	4,746	465	47,831	311	3,726
	比 較		278					1,468		122
	区 分	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	退職手当 (千円)		
	補 正 後	6,454	19,091	288	181,326	146,421	697	64,256		
	補 正 前	6,253	19,091	288	171,750	138,228	697	64,256		
	比 較	201			9,576	8,193				

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	1	157		694,873	517,899	1,212,772	230,402	1,443,174
補 正 前	1	157		673,414	498,061	1,171,475	222,933	1,394,408
比 較				21,459	19,838	41,297	7,469	48,766

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	16,626	20,241	10,620	27,040	4,746	465	39,680	311	3,848
	補 正 前	16,626	19,963	10,620	27,040	4,746	465	38,212	311	3,726
	比 較		278					1,468		122
	区 分	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	退職手当 (千円)		
	補 正 後	6,454	19,091	288	168,145	135,391	697	64,256		
	補 正 前	6,253	19,091	288	158,569	127,198	697	64,256		
	比 較	201			9,576	8,193				

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	21,459	給料の増加分	21,459	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	
手 当	19,838	職員手当の増加分	19,838	期末手当、勤勉手当及びその他手当 の増加分	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	21,459	1 給与改定に伴う増加分	21,459	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 3.2% 実施時期 令和7年4月1日
手 当	19,838	1 給与改定に伴う増加分	19,838	期末手当の増加分 9,576 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.525月分 (2.50月分) [6月期 1.2625月分 (1.25月分)] [12月期 1.2625月分 (1.25月分)] ただし令和7年度は [6月期 従前どおり (1.25月分)] [12月期 1.275月分 (1.25月分)]
				勤勉手当の増加分 8,193 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.125月分 (2.10月分) [6月期 1.0625月分 (1.05月分)] [12月期 1.0625月分 (1.05月分)] ただし令和7年度は [6月期 従前どおり (1.05月分)] [12月期 1.075月分 (1.05月分)]
				その他手当の増加分 2,069 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手 当額の増
				(1) その他手当分 2,069 千円	地域手当、時間外勤務手当等

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与（R7.10.1現在）

区 分		事 務 ・ 技 術 (行 政 職)
補 正 後	平 均 給 料 月 額 (円)	358,632
	平 均 年 齢 (歳)	42.2
補 正 前	平 均 給 料 月 額 (円)	347,498
	平 均 年 齢 (歳)	42.2

(2) 級別職員数

区 分	行 政 職		
	行 級	職 員 数(人)	構 成 比(%)
令和7年10月 1日現在	9 級	1	0.6
	8 級	1	0.6
	7 級	6	3.8
	6 級	25	15.9
	5 級	36	23.0
	4 級	18	11.5
	3 級	41	26.1
	2 級	18	11.5
	1 級	11	7.0
	計	157	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)		
補 正 後	2.300	2.350	4.65	
補 正 前	2.300	2.300	4.60	
一 般 会 計 の 制 度	2.300	2.350	4.65	

債務負担行為に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
定 期 健 康 診 断 等 業 務 委 託 契 約	4,209			令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	4,209			4,209

令和7年度群馬県電気事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金			額
1 固 定 資 産				
(1) 電 気 事 業 固 定 資 産				
イ 水 力 発 電 設 備	86,824,777			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△55,385,331</u>	31,439,446		
ロ 太 陽 光 発 電 設 備	1,043,190			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△669,047</u>	374,143		
ハ 業 務 設 備	1,043,911			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△452,688</u>	591,223		
電気事業固定資産合計			32,404,812	
(2) 事 業 外 固 定 資 産				
イ 事 業 外 固 定 資 産	4,201,924			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,706,914</u>	2,495,010		
事業外固定資産合計			2,495,010	
(3) 固 定 資 産 仮 勘 定				
イ 建 設 仮 勘 定		15,959,726		
ロ 建 設 準 備 勘 定		<u>160,000</u>		
固定資産仮勘定合計			16,119,726	
(4) 投 資 そ の 他 の 資 産				
イ 投 資 有 価 証 券		2,907,475		
ロ 出 資 金		51,000		
ハ 長 期 貸 付 金		4,787,042		
ニ そ の 他 投 資		<u>8,328</u>		
投資その他の資産合計			7,753,845	
固 定 資 産 合 計				58,773,393

科 目	金			額
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			24,334,026	
(2) 未 収 金			961,713	
流 動 資 産 合 計				25,295,739
資 産 合 計				84,069,132

負 債 の 部

科 目	金			額
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		52,685	52,685	
企 業 債 合 計				
(2) 引 当 金				
イ 退職給付引当金		1,430,114		
ロ 特別修繕引当金（水力）		5,641,359		
ハ 事業整理損失引当金		3,027		
引 当 金 合 計			7,074,500	
(3) 資 産 除 去 債 務			685,000	
固 定 負 債 合 計				7,812,185
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		35,750	35,750	
企 業 債 合 計				
(2) 未 払 金			8,203	
(3) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		92,315		
ロ 法定福利費引当金		16,790		

科 目	金			額
引 当 金 合 計			109,105	
(4) 資 産 除 去 債 務			<u>44,086</u>	
流 動 負 債 合 計				197,144
5 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金		3,434,915		
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△2,418,752</u>	<u>1,016,163</u>	
繰 延 収 益 合 計				<u>1,016,163</u>
負 債 合 計				<u><u>9,025,492</u></u>

資 本 の 部

科 目	金			額
6 資 本 金				63,910,888
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 受 贈 財 産 評 価 額		30,144		
ロ 国 庫 補 助 金		43,351		
ハ 工 事 費 負 担 金		<u>4,250</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			77,745	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 企 業 債 等 償 還 積 立 金		88,437		
ロ 利 益 積 立 金		790,973		
ハ 特 別 修 繕 積 立 金		135,870		
ニ 建 設 改 良 積 立 金		5,179,100		
ホ 別 途 積 立 金		888,621		
ヘ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>3,972,006</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>11,055,007</u>	
剰 余 金 合 計				<u>11,132,752</u>
資 本 合 計				<u><u>75,043,640</u></u>
負 債 ・ 資 本 合 計				84,069,132

注記

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的債券 償却原価法（定額法）による。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 8～50年

水路 10～57年

機械装置 5～22年

諸装置 5～22年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 特別修繕引当金

事業用発電機に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕実施の年度から前年度末までの期間で均分した額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

II. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

電気事業会計は、水力発電及び太陽光発電を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
水力発電	水力発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業
太陽光発電	太陽光発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位 千円）

	水力発電	太陽光発電	合計
営業収益	10,632,298	149,635	10,781,933
営業費用	8,357,829	142,897	8,500,726
営業損益	2,274,469	6,738	2,281,207
経常損益	1,471,509	6,738	1,478,247
セグメント資産	83,692,163	376,980	84,069,143
セグメント負債	9,025,492	—	9,025,492
その他の項目			
減価償却費	1,495,142	53,758	1,548,900
特別損失	16,329	—	16,329
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,782,180	—	3,782,180

Ⅲ. その他

1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において退職手当として115,389千円を支給するため退職給付引当金115,389千円を使用する。

2 資産除去債務について

(1) 資産除去債務の概要

令和6年度に廃止した高浜発電所の不動産賃貸借契約に伴う現状回復義務等である。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間を3年、割引率は0%を採用している。

令和 7 年度群馬県工業用水道事業会計補正予算実施計画(第 1 号)

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 工業用水道事業費用			2,100,149	7,802	2,107,951	
	1 営 業 費 用		1,935,081	7,802	1,942,883	
		1 渋 川 工 業 用 水 道 費	766,975	2,930	769,905	○人件費
		2 東 毛 工 業 用 水 道 費	1,099,535	3,935	1,103,470	○人件費
		3 一 般 管 理 費	68,571	937	69,508	○人件費

令和7年度群馬県工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

区	分	金	額
1	業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純損益		△44,053
	減価償却費		699,160
	固定資産除却損		12,163
	退職給付引当金の増減額(△は減少)		413
	賞与引当金の増減額(△は減少)		37
	法定福利費引当金の増減額(△は減少)		168
	事業整理損失引当金の増減額(△は減少)		△392
	長期前受金戻入額		△154,589
	受取利息及び受取配当金		△1,838
	支払利息		45,327
	未収金の増減額(△は増加)		6,545
	その他流動資産の増減額(△は増加)		8,112
	未払金の増減額(△は減少)		△109,503
	未払費用の増減額(△は減少)		△2,347
	預り金の増減額(△は減少)		△143
	小計		459,060
	利息及び配当金の受取額		1,838
	利息の支払額		△45,327
	業務活動によるキャッシュ・フロー		415,571

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△901,750
無形固定資産の取得による支出	△2,364
建設仮勘定	△23,749
投資有価証券の取得による支出	△100,000
国庫補助金による収入	14,300
工事費負担金による収入	169,910
予備費	△50,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△893,653
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△413,319
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	766,250
建設改良費等の財源に充てるための長期借入金の償還による支出	△124,316
その他の長期借入金の償還による支出	△39,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	189,615
資金増加額（又は減少額）	△288,467
資金期首残高	2,427,838
資金期末残高	2,139,371

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		33		124,208	78,593	202,801	37,663	240,464
補 正 前		33		120,544	75,362	195,906	36,756	232,662
比 較				3,664	3,231	6,895	907	7,802

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	3,066	3,492	1,845	6,140	794	5,345	17	2,832
	補 正 前	3,066	3,391	1,845	6,140	794	5,253	16	2,832
	比 較		101				92	1	
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	48	29,952	24,649	413				
	補 正 前	48	28,327	23,237	413				
	比 較		1,625	1,412					

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		27		113,533	73,416	186,949	34,882	221,831
補 正 前		27		109,869	70,185	180,054	33,975	214,029
比 較				3,664	3,231	6,895	907	7,802

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	3,066	3,492	1,845	5,137	794	5,105	17	2,832
	補 正 前	3,066	3,391	1,845	5,137	794	5,013	16	2,832
	比 較		101				92	1	
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	48	27,811	22,856	413				
	補 正 前	48	26,186	21,444	413				
	比 較		1,625	1,412					

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	3,664	給料の増加分	3,664	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	
手 当	3,231	職員手当の増加分	3,231	期末手当、勤勉手当及びその他手当の 増加分	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	3,664	1 給与改定に伴う増加分	3,664	職員の給与改定による本年度給 料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 3.2% 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
手 当	3,231	1 給与改定に伴う増加分	3,231	期末手当の増加分 1,625 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.525月分 (2.50月分) [6月期 1.2625月分 (1.25月分) 12月期 1.2625月分 (1.25月分)] ただし令和7年度は [6月期 従前どおり (1.25月分) 12月期 1.275月分 (1.25月分)]
				勤勉手当の増加分 1,412 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.125月分 (2.10月分) [6月期 1.0625月分 (1.05月分) 12月期 1.0625月分 (1.05月分)] ただし令和7年度は [6月期 従前どおり (1.05月分) 12月期 1.075月分 (1.05月分)]
				その他の手当の増加分 194 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増
				(1)その他手当分 194 千円	地域手当、時間外勤務手当等

3 給料及び手当の状況

(1) 職員 1 人当たり給与 (R7年10月1日現在)

区 分		事 務 ・ 技 術 (行 政 職)
補 正 後	平 均 給 料 月 額 (円)	363,895
	平 均 年 齢 (歳)	43.1
補 正 前	平 均 給 料 月 額 (円)	352,598
	平 均 年 齢 (歳)	43.1

(2) 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数(人)	構 成 比(%)
令和7年 10月 1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	—	—
	6 級	7	26.0
	5 級	6	22.2
	4 級	3	11.1
	3 級	5	18.5
	2 級	2	7.4
	1 級	4	14.8
	計	27	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)		
補 正 後	2.300	2.350	4.65	
補 正 前	2.300	2.300	4.60	
一 般 会 計 の 制 度	2.300	2.350	4.65	

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
定 期 健 康 診 断 等 業 務 委 託 契 約	882			令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	882			882

令和 7 年度群馬県工業用水道事業予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金 額			額
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 渋 川 工 業 用 水 道	10,678,264			
減 価 償 却 累 計 額	△5,639,050	5,039,214		
ロ 東 毛 工 業 用 水 道	21,608,540			
減 価 償 却 累 計 額	△14,020,570	7,587,970		
ハ 本 局	2,038			
減 価 償 却 累 計 額	△1,976	62		
有 形 固 定 資 産 合 計			12,627,246	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 渋 川 工 業 用 水 道		1,864		
ロ 東 毛 工 業 用 水 道		4,315,493		
ハ 本 局		2,364		
無 形 固 定 資 産 合 計			4,319,721	
(3) 固 定 資 産 仮 勘 定				
イ 建 設 仮 勘 定		30,662		
固 定 資 産 仮 勘 定 合 計			30,662	
(4) 投 資 そ の 他 資 産				
イ 投 資 有 価 証 券		199,890		
投 資 そ の 他 資 産 合 計			199,890	
固 定 資 産 合 計				17,177,519
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,139,371	
(2) 未 収 金			165,189	
流 動 資 産 合 計				2,304,560
資 産 合 計				19,482,079

負 債 の 部

科 目	金 額			
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		1,705,893		
企業債合計			1,705,893	
(2) 他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		2,766,601		
ロ その他の長期借入金		819,000		
他会計借入金合計			3,585,601	
(3) 引 当 金				
イ 退職給付引当金		239,154		
ロ 事業整理損失引当金		398		
引当金合計			239,552	
固定負債合計				5,531,046
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		346,394		
企業債合計			346,394	
(2) 他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		124,316		
ロ その他の長期借入金		39,000		
他会計借入金合計			163,316	
(3) 未 払 金			31,188	

科 目	金 額		
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	16,085		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	3,240		
引 当 金 合 計		19,325	
流動 負 債 合 計			560,223
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金	9,253,568		
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△5,510,266	3,743,302	
繰 延 収 益 合 計			3,743,302
負 債 合 計			9,834,571

資 本 の 部

科 目	金 額		
6 資 本 金			7,333,873
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国 庫 補 助 金	539,683		
ロ 受 贈 財 産 評 価 額	134,852		
ハ 工 事 費 負 担 金	1,010,282		
ニ そ の 他 資 本 剰 余 金	176,402		
資 本 剰 余 金 合 計		1,861,219	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 企 業 債 等 償 還 積 立 金	86,350		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	366,066		
利 益 剰 余 金 合 計		452,416	
剰 余 金 合 計			2,313,635
資 本 合 計			9,647,508
負 債 ・ 資 本 合 計			19,482,079

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 3～50年

構築物 3～60年

機械及び装置 5～42年

器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 事業整理損失引当金

東毛工業用水道事業 第二浄水場計画の廃止に伴い発生すると予想される損失見込額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

Ⅱ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

工業用水道事業会計は、渋川工業用水道及び東毛工業用水道を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これらの2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
渋川工業用水道	給水区域（前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町）内の8社8事業所への工業用水供給事業及びその附帯事業並びに工業用水に関する調査事業
東毛工業用水道	給水区域（伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）内の90社101事業所への工業用水供給事業及びその附帯事業並びに工業用水に関する調査事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位 千円）

	渋川工業用水道	東毛工業用水道	調整額	合計
営業収益	624,313	1,046,963	—	1,671,276
営業費用	752,835	1,106,194	—	1,859,029
営業損益	△128,522	△59,231	—	△187,753
経常損益	△80,426	56,373	—	△24,053
セグメント資産	3,992,294	15,471,895	17,890	19,482,079
セグメント負債	2,816,653	7,000,028	17,890	9,834,571
その他の項目				
減価償却費	196,899	502,261	—	699,160
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	208,158	693,592	2,364	904,114

（注）1 本局の一般管理費、受取利息及び雑収益は、2工業用水道に配分している。

2 調整額は、各報告セグメントに配分していない本局の資産及び負債である。

令和7年度群馬県水道事業会計補正予算実施計画(第1号)

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業費用			4,598,260	12,291	4,610,551	
	1 営業費用		4,269,132	12,291	4,281,423	
		1 県央第一水道事業費	1,706,998	3,499	1,710,497	○人件費
		2 県央第一水道発電事業費	23,129	200	23,329	○人件費
		3 県央第二水道事業費	2,127,703	3,459	2,131,162	○人件費
		5 水質管理センター事業費	163,813	2,129	165,942	○人件費
		6 一般管理費	239,751	3,004	242,755	○人件費

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業資本的支出			2,462,809	1,074	2,463,883	
	1 建設改良費		1,605,211	1,074	1,606,285	
		1 県央第一水道建設費	936,758	1,074	937,832	○人件費

令和7年度群馬県水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	57,177
減価償却費	1,687,807
固定資産除却損	53,692
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△18,476
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,361
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	224
長期前受金戻入額	△181,250
受取利息及び受取配当金	△2,792
支払利息	88,403
未収金の増減額 (△は増加)	△10,153
その他流動資産の増減額 (△は増加)	135,617
未払金の増減額 (△は減少)	△333,034
預り金の増減額 (△は減少)	△843
小計	1,477,733
利息及び配当金の受取額	2,792
利息の支払額	△88,403
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,392,122

区	分	金	額
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有形固定資産の取得による支出		△653,910
	無形固定資産の取得による支出		△3,636
	建設仮勘定		△1,140,233
	水道事業による雑収入		71,615
	予備費		△100,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,826,164
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	一時借入れによる収入		2,000,000
	一時借入金の返済による支出		△2,000,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出		△757,598
	財務活動によるキャッシュ・フロー		△757,598
	資金増加額（又は減少額）		△1,191,640
	資金期首残高		14,924,375
	資金期末残高		13,732,735

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		62		239,344	215,003	454,347	78,224	532,571
補 正 前		62		232,842	209,637	442,479	76,727	519,206
比 較				6,502	5,366	11,868	1,497	13,365

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	5,596	6,090	2,465	9,765	1,266	12,102	1,080	5,925
	補 正 前	5,596	5,976	2,465	9,765	1,266	11,671	1,042	5,925
	比 較		114				431	38	
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	96	53,648	44,177	72,793				
	補 正 前	96	51,063	41,979	72,793				
	比 較		2,585	2,198					

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		49		215,086	203,539	418,625	72,100	490,725
補 正 前		49		208,584	198,173	406,757	70,603	477,360
比 較				6,502	5,366	11,868	1,497	13,365

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	5,596	6,090	2,465	7,164	1,266	12,102	1,080	5,925
	補 正 前	5,596	5,976	2,465	7,164	1,266	11,671	1,042	5,925
	比 較		114				431	38	
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	96	48,743	40,219	72,793				
	補 正 前	96	46,158	38,021	72,793				
	比 較		2,585	2,198					

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	6,502	給料の増加分	6,502	職員の給与改定による本年度給料月額増加分	
手 当	5,366	職員手当の増加分	5,366	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増加分	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	6,502	1 給与改定に伴う増加分	6,502	職員の給与改定による本年度給料月額増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 3.2% 実施時期 令和7年4月1日
手 当	5,366	1 給与改定に伴う増加分	5,366	期末手当の増加分 2,585 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.525月分 (2.50月分) [6月期 1.2625月分 (1.25月分) 12月期 1.2625月分 (1.25月分)] ただし令和7年度は [6月期 従前どおり (1.25月分) 12月期 1.275月分 (1.25月分)]
				勤勉手当の増加分 2,198 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.125月分 (2.10月分) [6月期 1.0625月分 (1.05月分) 12月期 1.0625月分 (1.05月分)] ただし令和7年度は [6月期 従前どおり (1.05月分) 12月期 1.075月分 (1.05月分)]
				その他の手当の増加分 583 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増
				(1)その他手当分 583 千円	地域手当、時間外勤務手当等

3 給料及び手当の状況

(1) 職員 1 人当たり給与 (R7. 10. 1現在)

区 分		事 務 ・ 技 術 (行 政 職)
補 正 後	平 均 給 料 月 額 (円)	363, 289
	平 均 年 齢 (歳)	44. 4
補 正 前	平 均 給 料 月 額 (円)	352, 011
	平 均 年 齢 (歳)	44. 4

(2) 級別職員数

区 分	行 政 職	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
	級		
令和7年 10月 1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	1	2. 1
	6 級	11	22. 9
	5 級	14	29. 2
	4 級	5	10. 4
	3 級	6	12. 5
	2 級	4	8. 3
	1 級	7	14. 6
	計	48	100. 0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)		
補 正 後	2. 300	2. 350	4. 65	
補 正 前	2. 300	2. 300	4. 60	
一 般 会 計 の 制 度	2. 300	2. 350	4. 65	

債務負担行為に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
定 期 健 康 診 断 等 業 務 委 託 契 約	1,623			令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	1,623			1,623

令和7年度群馬県水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金	額
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 県 央 第 一 水 道	24,697,738	
減 価 償 却 累 計 額	△11,838,243	12,859,495
ロ 県 央 第 二 水 道	39,191,998	
減 価 償 却 累 計 額	△23,855,010	15,336,988
ハ 水 質 管 理 セ ン タ ー	260,235	
減 価 償 却 累 計 額	△197,700	62,535
ニ 本 局	1,791	
減 価 償 却 累 計 額	△1,666	125
有 形 固 定 資 産 合 計		28,259,143
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 県 央 第 一 水 道		3,561,986
ロ 県 央 第 二 水 道		10,516,850
ハ 本 局		3,676
無 形 固 定 資 産 合 計		14,082,512
(3) 固 定 資 産 仮 勘 定		
イ 建 設 仮 勘 定		2,682,468
固 定 資 産 仮 勘 定 合 計		2,682,468
固 定 資 産 合 計		45,024,123
2 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金		13,732,748
(2) 未 収 金		385,676

科 目	金 額		
流動資産合計			14,118,424
資産合計			59,142,547

負債の部

科 目	金 額		
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	3,213,599	3,213,599	
企業債合計			
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	398,753	398,753	
引当金合計			
固定負債合計			3,612,352
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	655,391	655,391	
企業債合計			
(2) 未払金		140,225	
(3) 未払費用		4,994	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	29,395		
ロ 法定福利費引当金	5,626		
引当金合計		35,021	
流動負債合計			835,631

科 目	金			額
5 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金		16,380,567		
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△9,363,705</u>	<u>7,016,862</u>	
繰 延 収 益 合 計				<u>7,016,862</u>
負 債 合 計				<u><u>11,464,845</u></u>

資 本 の 部

科 目	金			額
6 資 本 金				43,231,044
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 国 庫 補 助 金		838,139		
ロ 受 贈 財 産 評 価 額		261,764		
ハ 工 事 費 負 担 金		<u>34,427</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			1,134,330	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 企 業 債 等 償 還 積 立 金		2,350,866		
ロ 建 設 改 良 積 立 金		304,314		
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>657,148</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>3,312,328</u>	
剰 余 金 合 計				<u>4,446,658</u>
資 本 合 計				<u><u>47,677,702</u></u>
負 債 ・ 資 本 合 計				59,142,547

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 2～60年

機械及び装置 5～50年

器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

II. その他

1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として91,269千円を支給するため、退職給付引当金91,269千円を使用する。

令和7年度群馬県団地造成事業会計補正予算実施計画（第2号）

収益的収入及び支出

支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 団地造成事業費用			7,183,828	3,058	7,186,886	
	1 営 業 費 用		7,086,661	3,058	7,089,719	
		2 団地資産管理費	310,370	3,058	313,428	○人件費

資本的収入及び支出

支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 団地造成事業資本的支出			6,677,747	5,891	6,683,638	
	1 土地造成費		6,155,277	5,891	6,161,168	
		2 総 係 費	225,775	5,891	231,666	○人件費

令和7年度群馬県団地造成事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	480,941
土地造成原価	6,776,291
減価償却費	37,031
有形固定資産除却損	68
販売用土地評価損	1,690
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,174
賞与引当金の増減額(△は減少)	5,159
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	2,311
原価見返勘定の増減額(△は減少)	153,625
土地評価損戻入額	△1,690
受取利息及び受取配当金	△2,233
支払利息	2,520
未収金の増減額(△は増加)	18,099
未払金の増減額(△は減少)	△146,520
未払費用の増減額(△は減少)	△5
前受金の増減額(△は減少)	△375,000
預り金の増減額(△は減少)	△494
その他流動資産の増減額(△は増加)	115,700
小計	7,068,667
利息及び配当金の受取額	2,233
利息の支払額	△2,520
業務活動によるキャッシュ・フロー	7,068,380

区	分	金 額
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	土地造成による支出	△9,154,461
	土地造成による収入	78
	有形固定資産の取得による支出	△1,870
	無形固定資産の取得による支出	△2,600
	長期貸付金による支出	△119,000
	予備費	△100,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,377,853
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	4,500,000
	一時借入金の返済による支出	△4,500,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
	資金増加額（又は減少額）	△2,309,473
	資金期首残高	12,700,762
	資金期末残高	10,391,289

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		38		142,800	88,628	231,428	43,870	275,298
補 正 前		38		138,668	84,961	223,629	42,720	266,349
比 較				4,132	3,667	7,799	1,150	8,949

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	3,378	3,612	2,472	3,788	13	5,971	45	3,954
	補 正 前	3,378	3,484	2,472	3,788	13	5,606	45	3,954
	比 較		128				365		
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	60	34,439	28,215	2,681				
	補 正 前	60	32,670	26,810	2,681				
	比 較		1,769	1,405					

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		31		129,468	82,876	212,344	40,872	253,216
補 正 前		31		125,336	79,209	204,545	39,722	244,267
比 較				4,132	3,667	7,799	1,150	8,949

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	3,378	3,612	2,472	3,065	13	5,971	45	3,954
	補 正 前	3,378	3,484	2,472	3,065	13	5,606	45	3,954
	比 較		128				365		
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	60	31,708	25,917	2,681				
	補 正 前	60	29,939	24,512	2,681				
	比 較		1,769	1,405					

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	4,132	給料の増加分	4,132	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	
手 当	3,667	職員手当の増加分	3,667	期末手当、勤勉手当及びその他手当の 増加分	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	4,132	1 給与改定に伴う増加分	4,132	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分	給与改定の状況 本年度 全給料表の改定率 3.2% 実施時期 令和7年4月1日
手 当	3,667	1 給与改定に伴う増加分	3,667	期末手当の増加分 1,769 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 6 月期 1.2625月分 (1.25月分) 12月期 1.2625月分 (1.25月分)
				勤勉手当の増加分 1,405 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 6 月期 1.0625月分 (1.05月分) 12月期 1.0625月分 (1.05月分)
				その他の手当の増加分 493 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当
				(1) その他手当分 493 千円	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与（R7.10.1現在）

区 分		事 務 ・ 技 術 (行 政 職)
補 正 後	平 均 給 料 月 額 (円)	371,833
	平 均 年 齢 (歳)	44.2
補 正 前	平 均 給 料 月 額 (円)	360,290
	平 均 年 齢 (歳)	44.2

(2) 級別職員数

区 分	行 政 職		
	行 級	職 員 数(人)	構 成 比(%)
令和7年 10月 1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	2	6.5
	6 級	5	16.0
	5 級	10	32.3
	4 級	1	3.2
	3 級	10	32.3
	2 級	2	6.5
	1 級	1	3.2
	計	31	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)		
補 正 後	2.300	2.350	4.65	
補 正 前	2.300	2.300	4.60	
一 般 会 計 の 制 度	2.300	2.350	4.65	

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
定 期 健 康 診 断 等 業 務 委 託 契 約	1,269			令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	1,269			1,269

令和 7 年度群馬県団地造成事業予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金			額
1 事業資産				
(1) 分譲土地			1,702,223	
(2) 団地造成勘定			12,580,759	
(3) 事業準備勘定			432,797	
事業資産合計				14,715,779
2 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地	2,171,159			
ロ 建物	517,124			
ハ 構築物	99,725			
ニ 機械及び装置	1,565			
ホ 備品	24,135			
ヘ 諸装置	6,791			
減価償却累計額	△476,468	2,344,031		
有形固定資産合計			2,344,031	
(2) 無形固定資産				
イ 電話使用権		1,124		
ロ その他無形固定資産		2,600		
無形固定資産合計			3,724	

科 目	金			額
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
イ 長 期 貸 付 金		3,468,180		
ロ 出 資 金		<u>20,000</u>		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			3,488,180	
(4) 事 業 外 固 定 資 産			<u>507,358</u>	
固 定 資 産 合 計				6,343,293
3 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			<u>10,391,289</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>10,391,289</u>
資 産 合 計				<u><u>31,450,361</u></u>

負 債 の 部

科 目	金			額
4 固 定 負 債				
(1) 引 当 金				
イ 退 職 給 付 引 当 金		<u>271,266</u>		
引 当 金 合 計			271,266	
(2) 原 価 見 返 勘 定			925,787	
(3) そ の 他 固 定 負 債			<u>243,807</u>	
固 定 負 債 合 計				1,440,860
5 流 動 負 債				
(1) 未 払 金			105	
(2) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		16,070		

科 目	金			額
▫ 法定福利費引当金		2,988		
引当金合計			19,058	
流動負債合計				19,163
6 繰延収益				
(1) 長期前受金		600		
(2) 長期前受金収益化累計額		△171	429	
繰延収益合計				429
負債合計				1,460,452

資 本 の 部

科 目	金			額
7 資本金				28,890,669
8 剰余金				
(1) 資本金剰余金				
イ 受贈財産評価額		2		
資本金剰余金合計			2	
(2) 利益剰余金				
イ 利益積立金		66,594		
▫ 建設改良積立金		551,703		
ハ 当年度未処分利益剰余金		480,941		
利益剰余金合計			1,099,238	
剰余金合計				1,099,240
資本合計				29,989,909
負債・資本合計				31,450,361

注記

I. 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・完成土地及び未成土地 個別法による低価法によっている。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 7～60年

機械及び装置 5～17年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

令和7年度群馬県施設管理事業会計補正予算実施計画（第2号）

収益的収入及び支出

支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
3 ゴルフ場事業費用			474,896	1,887	476,783	
	1 営 業 費 用		455,057	1,887	456,944	
		1 ゴ ル フ 場 管 理 費	455,057	1,887	456,944	○人件費

令和7年度群馬県施設管理事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△223,806
減価償却費	155,546
固定資産除却損	11,117
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	796
賞与引当金の増減額 (△は減少)	232
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	73
受取利息及び受取配当金	△558
支払利息	781
未収金の増減額 (△は増加)	△139,946
前払金の増減額 (△は増加)	400
未払金の増減額 (△は減少)	△54,217
前受金の増減額 (△は減少)	△2,649
預り金の増減額 (△は減少)	△1,048
たな卸資産の増減額 (△は増加)	13,133
小計	△240,146
利息及び配当金の受取額	558
利息の支払額	△781
業務活動によるキャッシュ・フロー	△240,369

区	分	金	額
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有形固定資産の取得による支出		△1,385,700
	無形固定資産の取得による支出		△1,273
	予備費		△108,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,494,973
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	一時借入れによる収入		1,000,000
	一時借入金の返済による支出		△1,000,000
	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入		1,426,910
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金の償還による支出		△157,413
	その他の長期借入金の償還による支出		△20,386
	財務活動によるキャッシュ・フロー		1,249,111
	資金増加額（又は減少額）		△486,231
	資金期首残高		1,042,002
	資金期末残高		555,771

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		8		38,523	22,743	61,266	10,410	71,676
補 正 前		8		37,492	21,969	59,461	10,328	69,789
比 較				1,031	774	1,805	82	1,887

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)
	補 正 後	516	1,087	744	644	1,181	31	1,468	24
	補 正 前	516	1,056	744	644	1,132	31	1,468	24
	比 較		31			49			
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)					
	補 正 後	8,887	7,365	796					
	補 正 前	8,514	7,044	796					
	比 較	373	321						

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		7		36,721	22,052	58,773	10,067	68,840
補 正 前		7		35,690	21,278	56,968	9,985	66,953
比 較				1,031	774	1,805	82	1,887

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)
	補 正 後	516	1,087	744	644	1,181	31	1,468	24
	補 正 前	516	1,056	744	644	1,132	31	1,468	24
	比 較		31			49			
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)					
	補 正 後	8,511	7,050	796					
	補 正 前	8,138	6,729	796					
	比 較	373	321						

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料	1,031	給料の増加分	1,031	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分
手 当	774	職員手当の増加分	774	期末手当、勤勉手当及びその他手当の増 加分

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料	1,031	1 給与改定に伴う増加分	1,031	職員の給与改定による本年度給 料月額の増加分
				給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 3.2% 実施時期 令和7年4月1日
手 当	774	1 給与改定に伴う増加分	774	期末手当の増加分 373 千円
				改正後 (改正前) 年間支給割合 2.525月分 (2.50月分) 6月期 1.2625月分 (1.25月分) 12月期 1.2625月分 (1.25月分)
				ただし令和7年度は 6月期 従前どおり (1.25月分) 12月期 1.275月分 (1.25月分)
			勤勉手当の増加分 321 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.125月分 (2.10月分) 6月期 1.0625月分 (1.05月分) 12月期 1.0625月分 (1.05月分)
				ただし令和7年度は 6月期 従前どおり (1.05月分) 12月期 1.075月分 (1.05月分)
			その他の手当の増加分 80 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増
			(1) その他手当分 80 千円	地域手当、時間外勤務手当

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与（R7.10.1現在）

区 分		事 務 ・ 技 術 (行 政 職)
補 正 後	平 均 給 料 月 額 (円)	345,553
	平 均 年 齢 (歳)	45.0
補 正 前	平 均 給 料 月 額 (円)	334,825
	平 均 年 齢 (歳)	45.0

(2) 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数(人)	構 成 比(%)
令和7年 10月 1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	—	—
	6 級	2	25.0
	5 級	2	25.0
	4 級	2	25.0
	3 級	—	—
	2 級	—	—
	1 級	2	25.0
	計	8	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)		
補 正 後	2.300	2.350	4.65	
補 正 前	2.300	2.300	4.60	
一 般 会 計 の 制 度	2.300	2.350	4.65	

債務負担行為に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
定 期 健 康 診 断 等 業 務 委 託 契 約	348			令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	348			348

令和 7 年度群馬県施設管理事業予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金 額		
1 固 定 資 産			
(1) 格 納 庫	443,237		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△386,588</u>	56,649	
(2) 賃 貸 ビ ル	4,530,503		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,906,303</u>	1,624,200	
(3) ゴ ル フ 場	8,396,082		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△3,689,737</u>	4,706,345	
(4) 事 業 外 固 定 資 産		67,949	
(5) ゴ ル フ 場 建 設 仮 勘 定		1,278,111	
(6) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 出 資 金	<u>681,000</u>		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>681,000</u>	
固 定 資 産 合 計			8,414,254
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		555,771	
(2) 未 収 金		<u>149,050</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>704,821</u>
資 産 合 計			<u><u>9,119,075</u></u>

負 債 の 部

科 目	金			額
3 固 定 負 債				
(1) 他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		1,581,484		
ロ その他の長期借入金		80		
他 会 計 借 入 金 合 計			1,581,564	
(2) 引 当 金				
イ 退職給付引当金		75,571		
ロ 修繕準備引当金		47,229		
引 当 金 合 計			122,800	
(3) そ の 他 固 定 負 債			7,434	
固 定 負 債 合 計				1,711,798
4 流 動 負 債				
(1) 他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		379,625		
ロ その他の長期借入金		20,344		
他 会 計 借 入 金 合 計			399,969	
(2) 未 払 金			1,740	
(3) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		5,130		
ロ 法定福利費引当金		880		
引 当 金 合 計			6,010	

科 目	金 額		
流動負債合計			407,719
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		6,997	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△6,647</u>	
繰延収益合計			<u>350</u>
負債合計			<u><u>2,119,867</u></u>

資 本 の 部

科 目	金 額		
6 資本金			6,051,852
7 剰余金			
(1) 資本金剰余金			
イ 受贈財産評価額	1,109		
ロ 工事費負担金	268,852		
ハ 寄附金	5,000		
ニ その他資本剰余金	<u>689,632</u>		
資本剰余金合計		964,593	
(2) 利益剰余金			
イ 企業債等償還積立金	99,745		
ロ 当年度未処理欠損金	<u>116,982</u>		
利益剰余金合計		<u>△17,237</u>	
剰余金合計			<u>947,356</u>
資本合計			<u><u>6,999,208</u></u>
負債・資本合計			9,119,075

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 7～60年

機械及び装置 5～17年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 修繕準備引当金

令和7年3月31日において計上されている額について、従前の例により取り崩す額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

Ⅱ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

施設管理事業会計は、格納庫事業、賃貸ビル事業及びゴルフ場事業を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら3つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
格納庫事業	群馬ヘリポート格納庫の管理運営
賃貸ビル事業	公社総合ビルの管理運営及びその附帯事業
ゴルフ場事業	ゴルフ場施設の管理運営及びその附帯事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位 千円）

	格納庫事業	賃貸ビル事業	ゴルフ場事業	合計
営業収益	46,453	171,332	381,100	598,885
営業費用	12,405	223,912	500,539	736,856
営業損益	34,048	△52,580	△119,439	△137,971
経常損益	34,049	△50,645	△196,210	△212,806
セグメント資産	517,733	1,617,025	6,984,317	9,119,075
セグメント負債	163,143	16,411	1,940,313	2,119,867
その他の項目				
減価償却費	4,626	69,247	81,673	155,546
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	8,000	109,544	1,269,429	1,386,973

令和 7 年度群馬県病院事業会計補正予算実施計画（第 1 号）

収益的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 病 院 事 業 費 用			36,846,977	798,555	37,645,532	
	1 医 業 費 用		36,049,722	798,555	36,848,277	
		1 給 与 費	15,683,203	798,555	16,481,758	○心臓血管センター 185,920 ○がんセンター 284,776 ○精神医療センター 112,801 ○小児医療センター 203,005 ○経営戦略課 12,053

令和7年度群馬県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△2,295,015
減価償却費	2,182,223
退職給付引当金の増減額	612,765
賞与引当金の増減額	26,953
法定福利費引当金の増減額	5,364
貸倒引当金の増減額	9,204
長期前受金戻入額	△1,125,412
受取利息及び受取配当金	△1,522
支払利息及び企業債取扱諸費	53,524
有形固定資産売却損益 (△は益)	1,996
未収金の増減額 (△は増加)	△393,659
破産更生債権の増減額 (△は増加)	△5,030
未払金の増減額 (△は減少)	241,658
未払費用の増減額 (△は減少)	258
固定資産除却費 (資金移動を伴わないもの)	137,716
小計	△548,977
利息及び配当金の受取額	1,522
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△53,524
業務活動によるキャッシュ・フロー	△600,979
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,042,529
有形固定資産の売却による収入	8
無形固定資産の取得による支出	△168,776
一般会計からの繰入金による収入	1,129,371
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,081,926
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	4,031,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,930,648
リース債務の返済による支出	△18,566
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,081,786
資金増加額 (又は減少額)	△1,601,119
資金期首残高	4,208,181
資金期末残高	2,607,062

補正予算給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5	1,803		6,869,320	7,130,673	13,999,993	2,342,540	16,342,533
補正前	5	1,803		6,683,911	6,551,718	13,235,629	2,308,349	15,543,978
比較				185,409	578,955	764,364	34,191	798,555

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	130,572	370,874	108,299	596,177	171,107	1,800	498,465	653,525
	補正前	130,572	361,836	108,299	594,506	171,107	1,800	498,465	596,232
	比較		9,038		1,671				57,293
	区分	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後	126,804	128,174	414,123	66,972	8,532	1,647,194	1,365,981	842,074
	補正前	126,804	123,230	238,796	66,972	8,532	1,576,439	1,305,326	642,802
	比較		4,944	175,327			70,755	60,655	199,272

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5	1,285		5,645,992	6,314,034	11,960,026	1,937,274	13,897,300
補 正 前	5	1,285		5,460,583	5,735,079	11,195,662	1,903,083	13,098,745
比 較				185,409	578,955	764,364	34,191	798,555

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	130,572	298,611	108,299	575,177	131,928	1,800	477,973	586,324
	補 正 前	130,572	289,573	108,299	573,506	131,928	1,800	477,973	529,031
	比 較		9,038		1,671				57,293
	区 分	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤 務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補 正 後	97,287	123,554	406,970	66,972	8,532	1,373,754	1,135,267	791,014
	補 正 前	97,287	118,610	231,643	66,972	8,532	1,302,999	1,074,612	591,742
	比 較		4,944	175,327			70,755	60,655	199,272

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額（千円）	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳 （千円）	説 明	備 考
給 料	185,409	給与額の増加分	185,409	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分
手 当	578,955	手当の増加分	578,955	期末手当、勤勉手当及びその他手当の 増加分

（１）会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額（千円）	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳 （千円）	説 明	備 考
給 料	185,409	1 給与改定に伴う増加分	185,409	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分 185,409千円
				給与改定の状況 本年度 改定率 行政職 3.204 % 医療職（一） 3.275 % 医療職（二） 3.232 % 医療職（三） 3.657 % 給与改定の実施時期 令和7年4月1日
手 当	578,955	1 給与改定に伴う増加分	578,955	期末手当の増加分 70,755千円
				改正後（改正前） 年間支給割合 2.525月分（2.5月分） 6月期 1.2625月分（1.25月分） 12月期 1.2625月分（1.25月分） ただし令和7年度は 6月期 従前どおり（1.25月分） 12月期 1.275月分（1.25月分）
			その他の手当の増加分 508,200千円 （１）勤勉手当分 60,655千円 （２）退職手当分 199,272千円 （３）その他手当分 248,273千円	給料を基礎として支給するその他の手当について、 給与改定に伴う手当額の増による 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与(令和7年10月1日現在)

区 分		医 師 (医 療 職 一)	医 療 技 術 (医 療 職 二)	看 護 (医 療 職 三)	事 務 (行 政 職)	そ の 他 (技能労務職)
補 正 後	平均給料月額(円)	497,344	340,120	333,080	352,045	—
	平 均 年 齢(歳)	47.3	41.5	41.0	44.4	—
補 正 前	平均給料月額(円)	482,991	329,481	322,173	341,303	—
	平 均 年 齢(歳)	47.3	41.5	41.0	44.4	—

(2) 級別職員数

区 分		医 療 職 (一)		医 療 職 (二)		医 療 職 (三)		行 政 職		技能労務職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1 級	11	7.4	1	0.5	0	0.0	8	6.6		
	2 級	84	56.3	38	18.9	223	27.3	15	12.3		
	3 級	50	33.6	61	30.4	418	51.1	38	31.1		
	4 級	4	2.7	24	11.9	41	5.0	25	20.5		
	5 級			27	13.4	20	2.4	21	17.2		
	特5級			35	17.4	103	12.6				
	6 級			15	7.5	13	1.6	9	7.4		
	7 級							4	3.3		
	8 級							1	0.8		
	9 級							1	0.8		
	計	149	100.0	201	100.0	818	100.0	122	100.0		

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 後	2.300	2.350	4.65	
補 正 前	2.300	2.300	4.60	
一般会計の制度	2.300	2.350	4.65	

令和7年度群馬県病院事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金 額			
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		842,753		
ロ 建 物	46,292,801			
建物減価償却累計額	△ 31,596,078	14,696,723		
ハ 構 築 物	3,373,411			
構築物減価償却累計額	△ 3,029,149	344,262		
ニ 器 械 備 品	22,892,602			
器械備品減価償却累計額	△ 15,375,503	7,517,099		
ホ 車 両	23,332			
車両減価償却累計額	△ 15,556	7,776		
ヘ 放 射 性 同 位 元 素	3,612			
放射性同位元素減価償却累計額	△ 3,431	181		
トリ ー ス 資 産	93,900			
リース資産減価償却累計額	△ 27,179	66,721		
チ 建 設 仮 勘 定		189,351		
リ そ の 他 有 形 固 定 資 産	13,947			
その他有形固定資産減価償却累計額	△ 3,844	10,103		
有 形 固 定 資 産 合 計			23,674,969	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		5,864		
ロ そ の 他 無 形 固 定 資 産		255,944		
無 形 固 定 資 産 合 計			261,808	

科 目	金 額		
(3) 投資その他の資産			
イ 破産更生債権		45,686	
ロ 破産更生債権貸倒引当金		<u>△ 45,686</u>	
投資その他の資産合計			
固定資産合計			23,936,777
2 流動資産			
(1) 現金預金			2,607,062
(2) 未収金			4,655,125
(3) 未収金貸倒引当金			△ 40,143
(4) 貯蔵品			262,414
(5) その他流動資産			<u>55,653</u>
流動資産合計			<u>7,540,111</u>
資産合計			<u><u>31,476,888</u></u>

負債の部

科 目	金 額		
3 固定負債			
(1) 企業債			12,360,617
(2) 引当金			6,956,720
(3) リース債務			<u>37,131</u>
固定負債合計			19,354,468
4 流動負債			
(1) 企業債			1,846,110
(2) 未払金			3,058,787
(3) 未払費用			1,887
(4) 引当金			
イ 賞与引当金		1,019,375	
ロ 法定福利費引当金		<u>197,606</u>	
引当金合計			1,216,981

科 目	金			額
(5) リース債務			20,114	
(6) その他流動負債			135,825	
流動負債合計				6,279,704
5 繰延収益				
(1) 長期前受金			29,398,206	
(2) 長期前受金収益化累計額			△ 23,685,963	
繰延収益合計				5,712,243
負債合計				31,346,415

資 本 の 部

科 目	金			額
6 資本金				10,433,631
7 剰余金				
(1) 資本金剰余金				
イ 受贈財産評価額		12,618		
ロ 寄附金		2,060		
ハ 補助金		83,426		
ニ 負担金		154,701		
ホ その他資本剰余金		359,007		
資本剰余金合計			611,812	
(2) 欠損金				
イ 当年度未処理欠損金		10,914,970		
欠損金合計			10,914,970	
剰余金合計				△ 10,303,158
資本合計				130,473
負債・資本合計				31,476,888

注記

I. 重要な会計方針

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 貯蔵品 先入先出法による原価法による。

2 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 3～47年

構築物 3～60年

機械備品 3～20年

車両 4～6年

- (2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による

- (3) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(なお、一般会計部局との人事交流職員に係る部分については、一般会計繰入金により財源措置がなされているため、計上していない。)

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給(支払)見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

II. 予定貸借対照表関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は7,380,104千円である。

III. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

報告セグメントは、群馬県病院事業の設置等に関する条例第2条に基づき、経営の基本たる「群馬県立心臓血管センター」「群馬県立がんセンター」「群馬県立精神医療センター」「群馬県立小児医療センター」の4病院とする。
なお、各報告セグメントの事業内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
心臓血管センター	循環器疾患等に関する医療及び救急医療の提供
がんセンター	がんに関する医療の提供
精神医療センター	精神疾患に関する医療の提供
小児医療センター	小児疾患に関する医療及び周産期医療の提供

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位 千円）

	心臓血管センター	がんセンター	精神医療センター	小児医療センター	調整額	合計
医業収益	9,372,798	12,382,510	2,120,697	5,013,423	—	28,889,428
医業費用	11,099,966	13,825,329	3,332,129	8,172,707	388,357	36,818,488
医業損益	△ 1,727,168	△ 1,442,819	△ 1,211,432	△ 3,159,284	△ 388,357	△ 7,929,060
経常損益	△ 523,508	△ 454,344	△ 221,935	△ 747,909	△ 345,323	△ 2,293,019
セグメント資産	7,682,607	10,824,165	4,357,852	8,281,857	330,407	31,476,888
セグメント負債	6,872,563	11,596,884	3,406,696	9,097,203	373,069	31,346,415
その他の項目						
負担金交付金	889,618	1,017,861	854,057	2,158,119	42,767	4,962,422
減価償却費	708,861	723,538	232,531	512,130	5,163	2,182,223
特別利益	2	2	2	2	—	8
特別損失	501	501	501	501	—	2,004
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	698,487	1,477,237	108,164	1,821,003	106,414	4,211,305

（注）1 医業費用の調整額は、各報告セグメントに配分していない費用であり、その主なものは、経営戦略課のPersonnel費及び経費である。

2 セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない経営戦略課の資産である。

3 セグメント負債の調整額は、各報告セグメントに配分していない経営戦略課の負債である。

IV. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内	20,114 千円
1 年超	37,131 千円
計	57,245 千円

V. その他

1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として280,469千円を支給するため、退職給付引当金280,469千円を使用する。